

令和7年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第2号）

令和7年9月25日（木曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時37分 散会

○出席委員（27名）

委員長	19番	外崎勝康	委員	副委員長	11番	坂本崇	委員
	1番	須藤江利加	委員		2番	工藤裕介	委員
	3番	志村洋子	委員		4番	三浦行	委員
	6番	工藤賢生	委員		7番	竹内博之	委員
	8番	樋川篤子	委員		9番	竹浪敦	委員
	10番	成田大介	委員		12番	齋藤豪	委員
	13番	蛭名正樹	委員		14番	畑山聡	委員
	15番	石山敬	委員		16番	木村隆洋	委員
	17番	千葉浩規	委員		18番	野村太郎	委員
	20番	尾崎寿一	委員		21番	蒔苗博英	委員
	22番	松橋武史	委員		23番	石岡千鶴子	委員
	24番	三上秋雄	委員		25番	佐藤哲	委員
	26番	工藤光志	委員		27番	清野一榮	委員
	28番	田中元	委員				

○出席理事者

財務部長	今井郁夫	市民生活部長	佐藤真紀
福祉部長	秋田美織	健康こども部長	佐伯尚幸
農林部長	澁谷明伸	商工部長	岩崎文彦
上下水道部長	京野直文	農業委員会事務局長	蒔苗元
財政課長	種市穂	環境課長	葛西正樹
環境課長補佐	鼻和孝夫	環境課環境保全係長	古川真樹
福祉総務課長	高屋憲	福祉総務課長補佐	金川浩人
福祉総務課主幹	滝口龍之介	障がい福祉課長	成田亜弘
生活福祉課長	間山博樹	生活福祉課 就労自立支援室長	木村敬之
介護福祉課長	工藤信康	こども家庭課長	清野悟

こども家庭課参事	村田善彦	こども家庭課主幹	土岐暖子
こども家庭課 家庭給付係長	今貴雄	こども家庭課 子育て相談係長	北畠龍
こども家庭課 子育て包括支援係長	小枝信也	国保年金課長	相馬延承
健康増進課長	太田泰輔	健康増進課長補佐	葛西砂織
健康増進課 成人保健・がん対策係長	尾崎弘子	地域医療課長	吉崎拓美
地域医療課長補佐	齋藤貴志	農林部参事	齋藤天
農政課長	一戸拓利	農政課主幹	榎真一
農政課地域経営係長	今雄大	農政課担い手育成係長	葛西主馬
りんご課長	伊藤昌一	りんご課主幹	藤岡英貴
りんご課企画推進係長	佐藤美幸	農村整備課長	柴田義博
農村整備課主幹	大淵覚	農村整備課主幹	中谷陽
商工労政課長	佐々木幸生	商工労政課長補佐	成田真也
岩木総合支所長	川田哲也	相馬総合支所長	工藤浩
相馬総合支所民生課長	佐藤祝幸	上下水道部総務課長	中村洋幸
農業委員会事務局次長	相馬隆範		

○出席事務局職員

事務局長	西谷慎吾	次長	竹内孝行
主幹兼議事係長	蝦名良平	主査	須藤弘毅
主事	外崎容史	主事	田村宣樹
主事	飯田大空		

午前10時00分 開議

◎委員長（外崎 勝康委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第99号令和6年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

3款民生費に対する質疑を続行します。

創和・公明。

◎15番（石山 敬委員） 私は、3款2項1

目、決算書82ページ、子ども医療扶助費について質疑します。

まず、制度拡大により医療機関受診の機会が広がったと考えられるのですが、実際の受診件数、医療費総額はどのように推移しているのかお伺いします。

◎こども家庭課家庭給付係長（今 貴雄） お答えいたします。

制度拡充前の令和4年度は給付件数が17万2002件、給付額は2億9718万699円、制度拡充後の令和5年度は給付件数が29万4549件、給付額は5億4779万8108円、令和6年度は給付件数が30万3565

件、給付額は5億9122万2074円となっております。

◎15番(石山 敬委員) 拡充前が約3億円で、令和6年、拡充後は2倍の6億円ということが分かりました。

続いて、制度拡大に伴い県とかからも補助金が出ていると思うのですけれども、それを差し引いた市の負担額は、どの程度増加しているのかお聞きします。

◎こども家庭課家庭給付係長(今 貴雄) お答えいたします。

本制度は、県の乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用しておりますので、同年度の補助金相当額を差し引きますと、令和4年度が2億1951万326円、拡充後の令和5年度は4億5861万7503円、令和6年度は5億1325万1950円となっております、拡充前の令和4年度と比べますと、令和5年度は2億3910万4243円、令和6年度は2億9373万8690円の増となっております。

◎15番(石山 敬委員) 大体毎年8000万円くらい、県から補助金が出ているということで、竹内委員が先日一般質問で聞いたときに、この医療費の支援が市の財政を結構圧迫しているという話を聞いて、令和5年、令和6年を見ても若干増えているというのが見えました。

ここで質疑しますと、この辺では所得制限を撤廃しているのですけれども、他自治体では所得制限とかをいまだに設けているところがあるのですけれども、今後、この支援がますます増えていった場合を想定して、他自治体のように所得制限とか自己負担の上限を設ける考えはあるのか、それとも、現行の水準を維持していくのかお伺いします。

◎こども家庭課家庭給付係長(今 貴雄) お答えいたします。

市では、令和5年4月に健康都市弘前の実現に

向けた取組の一つとしまして、18歳までの子供に係る医療費を完全無償化するため、所得制限を撤廃するとともに、通院に係る対象年齢を15歳から18歳まで拡充しております。

本制度は、子育て世帯の負担を軽減し、子育て環境の充実を図るための事業の一つであり、また、県内全ての市町村が所得制限を設けていないことから、現行の制度を維持したいと考えております。

◎15番(石山 敬委員) 私は子供が3人おりました、みんな大きくなってしまったので、この医療費の支援については、年齢が引かからなかった所以对象にはならなかったのですけれども、周辺を見ますと、子育ての医療費の拡充というのは非常に、一般の方々は本当に評価していると思います。

一方で、竹内委員の先日の質問もあったように、財政も考えるとなかなか厳しいこともあると思います。市でなかなか持ち出しが厳しいと、県とか国に改めて強く呼びかけて、できる限り子育ての支援を継続していただきますようお願いをして終わります。

◎16番(木村 隆洋委員) 3款1項2目、決算書76ページ、成年後見制度利用支援事業助成金についてお伺いいたします。

まず、この支援事業の目的と支援事業の利用状況についてお伺いいたします。

◎福祉総務課主幹(滝口 龍之介) 弘前市成年後見制度利用支援事業の目的と利用状況についてお答えします。

この事業は、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方を対象に、家庭裁判所への申立てに必要な費用と、成年後見人等の業務に対する報酬の一部を助成することで、成年後見制度の利用を促進することを目的としている事業であります。

令和6年度の利用状況は、申立てに必要な費用

の助成が3件、成年後見人等の業務に対する報酬の助成が66件の計69件となっております。

◎16番(木村 隆洋委員) 成年後見制度は、任意後見と法定後見の2パターンありますけれども、この法定後見を行う場合に、市が申立てを行う場合、厳密に言えば民法上、市町村長になると思うのですが、実務上は市が申立てを行う場合があります。市が申立てを行う場合というのは、具体的にどういった場合に申立てを行うのか、そして、その件数はどのくらいあるのかお伺いいたします。

◎福祉総務課主幹(滝口 龍之介) 市が申立てを行う場合と、その件数についてお答えします。

まず、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、後見、補佐、補助の三つの類型を規定しており、本人あるいは配偶者、または4親等内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が弁護士や社会福祉士などの適切な者であったり、法人を成年後見人等に選任する制度です。

これらの法定後見の申立てが必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族が申立てを行うことが難しい場合などに特に必要と認められる際に、家庭裁判所に対し、市町村長が法定後見開始の審判請求、いわゆる市町村長申立てを行うものであります。

令和6年度、当市における市長申立ての件数は15件となっております。

◎16番(木村 隆洋委員) この支援事業の助成金の支給に関しては、家庭裁判所の年間報酬付与審判で決定された期間で、この助成金が支給されると認識しております。

この期間が制度上12か月となっているのですが、例えば福祉施設の関係者とか、この一番最初に初年度に係る申立てを行う場合に、年間報酬付与審判が出るのが13か月とか14か月になる場合が実はあって、ただ、市で支給するのは12か月以内

というか12か月が限度となっております。福祉施設の関係者からも、最初13か月、14か月、これは家裁の通知の関係上、どうしても1か月、2か月、多く期間がかかってしまうという場合があるけれども、なかなか市のところでは12か月しか出してくれないという、市のほうにも要望があったと思うのですが、そのことに関して、理事者側はどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎福祉総務課主幹(滝口 龍之介) 弘前市成年後見制度利用支援事業の支給対象期間についてお答えします。

この事業では、実施要項において支給対象期間を12か月と定めていることから、12か月を超えた期間については、助成対象外としております。

ただ、この実施要項は、金銭的な支援を行うことで、成年後見制度の利用を促進するという趣旨の下、弘前圏域定住自立圏8市町村による協議で定めているものです。この実施要項につきましては、定期的な見直しをすることとしておりますことから、来年度にかけて見直しを進めていく中で、支給対象期間についても、構成8市町村によって協議する項目とすることを今検討しております。

◎16番(木村 隆洋委員) 今、前向きな御答弁も頂きましたので、そういう声もあると、担当も十分理解はしていると思いますので、これを8市町村の中でも、ぜひ議題として取り扱っていただきたいとお願いして終わります。

◎3番(志村 洋子委員) 私からは、3款1項1目、決算書74ページ、個別避難計画作成推進事業についてお伺いいたします。

この事業は、福祉専門職や地域住民の協力などを得ながら、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を作成する事業であると認識しております。

そこで、弘前市における優先度の考え方、ま

た、市が把握している事業全体の対象者数と、福祉専門職による作成支援の対象者数についてお聞かせください。

◎福祉総務課長補佐（金川 浩人） 個別避難計画作成に係る優先度の考え方と全体の対象者数、そして、福祉専門職による作成支援の対象者数についてお答えいたします。

個別避難計画の作成の優先度につきましては、市で、まず心身の状態と災害のリスクに応じて優先度を4段階に設定しておりまして、身体障害者手帳1級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛護手帳A、そして要介護度4または5の方であり、かつ浸水や土砂災害のリスクが高い地域にお住まいの方を最も高い優先度区分としております。

また、日常的に医療的なケアを必要とする医療的ケア児や人工呼吸器を装着している難病患者の皆様につきましても、これは災害リスクに関係なく、最も高い優先度区分としております。

この考え方に基つきまして、市における優先度の高い対象者を抽出したところ、全部で1,955名となりまして、昨年と今年二度にわたって優先度が高い全ての対象者に対しまして、個別避難計画作成に関する意向の調査、意向確認を実施しております。その結果、計画作成の意向を示した方は、全体で281名、そのうち福祉専門職による作成支援が必要と回答した方が95名いらっしゃいました。それらの方に対しまして、ケアマネジャー及び相談支援専門員等の福祉専門職による計画作成支援を実施しております。

◎3番（志村 洋子委員） リスクが高い地域、また医療的ケアを必要とするなど、優先度の基準が分かりました。

これは説明書によると、令和6年度の福祉専門職による支援件数が24件とのことですが、令和7年度の支援件数と今後の事業展開についてお聞かせください。

◎福祉総務課長補佐（金川 浩人） 令和7年度の支援件数と今後の展開についてお答えいたします。

福祉専門職による作成支援が必要な95名の方のうち、令和6年度末までの支援実施件数は24件となっておりますが、令和7年8月末時点では支援の実施件数は58件となっております、作成支援が必要な方の計画の作成率については61.5%まで進んでおります。

また、福祉専門職による計画作成支援を実施しても計画の完成に至らなかった場合であったり、計画を作成しているものの実効性が不十分な場合などにつきましては、本人及びその家族のほか、民生委員、児童委員、町会や自主防災組織などの地域の皆様、そして福祉専門職などによる支援会議というものを開催しているところでございます。

市といたしましては、この支援会議の中で、避難支援を実施する地域支援者の確保であったり、避難の場所、避難方法などについて協議をさせていただいて、さらに計画の実効性を高め、避難行動要支援者の迅速な避難につなげてまいりたいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 国内外において激甚災害が頻発していることを鑑みれば、誰一人取り残されない支援対策が重要であると考えます。どうか優先度の高い市民に、個別避難計画作成についての必要性を理解してもらい、スピーディーに作成されますよう、取組の継続をお願いいたします。

次に移ります。

3款1項2目、決算書75ページ、説明書84ページ、障がい理解啓発事業についてであります、昨日、須藤委員の質疑で知りたいことが聞けたので、これは意見要望だけ申し上げます。

一言に障がいといっても多様であります。平成

24年に東京都で作成したヘルプマーク、本市においても平成28年から配付されており、かばんやつえなどにつけて持ち歩く方も少なくありません。そういった目に見えない障がいなどでお困りの方にも、児童生徒が自ら声をかけ、人を優しさで包み込む人間に育つよう、今後も啓発の取組をお願いいたします。

次に移ります。

3款2項1目、決算書82ページ、子育て世帯訪問支援事業についてお伺いいたします。

子育てについて悩んだり苦しんでいる方への支援事業であると認識しておりますが、具体的な内容をお聞かせください。

◎**こども家庭課子育て相談係長（北島 龍）** 子育て世帯訪問支援事業の概要でございます。

この事業は、こども家庭センターが行う子育て関連事業や、要支援児童、要保護児童に関する相談などを通じて把握されました養育支援を希望し、緊急に支援が必要であると認められた家庭に対し、訪問により家事育児の援助を実施し、適切な養育環境の確保を行おうとするものでございます。

市は、本事業を児童虐待リスクを低減させる予防的支援と位置づけてございます。

令和5年度までは、養育支援訪問事業における多胎妊産婦への家事育児の援助として実施しておりましたが、令和6年度から独立した事業に改め、18歳未満の要支援児童や要保護児童、ヤングケアラー児童等を養育する家庭まで対象を拡大して実施しているものでございます。

具体的な対象家庭としましては、育児ストレスや鬱状態等により、妊娠や子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、虐待のリスクを抱える家庭、多胎妊婦及び2歳未満の多胎児を養育する家庭などとなっております。

また、支援の実施回数といたしましては、妊婦またはゼロ歳児までのお子さんを養育する家庭は16回、1歳児から就学前までのお子さんを養育する家庭は12回、多胎妊婦及び2歳未満の多胎児を養育する御家庭は16回を上限に利用することができます。

なお、利用負担につきましては、家事育児支援の必要性を一定の基準によって判断し、必要と認められた家庭に対して行うものであるため、無料としてございます。

◎**3番（志村 洋子委員）** 様々な課題を抱える御家庭が対象になっていることが分かりました。

それでは、この事業を利用した御家庭の養育環境が改善、維持できているのかお聞かせください。

◎**こども家庭課子育て相談係長（北島 龍）** お答えいたします。

多くの家庭で、事業の利用中や利用直後は、養育環境の改善や維持が図られております。

一方で、事業の終了後に再び養育環境の悪化が見られ、事業を再度利用する家庭もございますが、これは本事業が不適切な養育のリスクに対するセーフティーネットの機能を果たしているものと捉えてございます。

また、支援終了時には、アセスメントシートを用いて、標準化された項目に基づき事業評価を行っておりますので、継続的に事業改善を研究し、対象家庭が自立した生活を維持できるよう支援を目指してまいります。

◎**3番（志村 洋子委員）** この訪問事業が孤立しがちな子育て世帯に直接寄り添って、育児負担の軽減に貢献し、必要な手助けを届ける上で重要な役割を担っていることは高く評価できます。

しかし、多くの課題を抱える御家庭では、自立して生活できるまでに高いハードルを何度も乗り越えなければならない方も少なくないので、長期

的な見守り等の継続をお願いいたします。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎25番（佐藤 哲委員） 私は、決算書77ページについて質疑いたします。これは、説明書については85ページになります。岩木地区高齢者ふれあい交流支援事業についてであります。

桜温泉、山陽、そして三本柳温泉の3か所について、高齢者の閉じ籠もりを防止するためという名目で、温泉施設の利用について補助を出しているわけですが、確認いたしますが、この補助というのは、泊まった場合についての補助なわけですか。3軒は全て旅館になっていますけれども、どういうものかお知らせください。

◎岩木総合支所長（川田 哲也） お答えいたします。

この事業については、全て日帰りの事業となっております。

◎25番（佐藤 哲委員） 日帰りであれば、この3か所に限定しているといえますか、この理由が分からないわけですよ。日帰り温泉なんていろいろなところにあるわけですし、この3か所に限定しているというのは何か理由があるわけですか。

◎岩木総合支所長（川田 哲也） お答えいたします。

3か所に限定されているという理由なのですが、まず条件として無料送迎が自社で可能などということと、温泉施設というところ、あとは岩木地区にあるというところで、実際に5か所の事業所がございました。その中で、5か所に単価を提示した上で、業務委託の入札というか見積り合わせを行ったところ、2か所が辞退したという

ことで3か所に決定したものです。

◎25番（佐藤 哲委員） この場合、どういうものなのでしょうね、送迎を伴うとなると、何人もで固まって行くことになるわけですよ。固まっていくということは、まず団体に加入したり、それから仲間うちで声をかけ合ったり、初めからそういう人たちというのは、いろいろな交流を持っている人たちだと思うのですよ。そうなるのと、文言の閉じ籠もり防止ということからはちょっと外れているのではないかと私は考えるのですけれども、どう思いますか。

◎岩木総合支所長（川田 哲也） お答えいたします。

そもそもこの事業は、各町会などの老人クラブの単位で動いていたものでございます。ただ、近年では老人クラブの活動があまり積極的ではなくなったり、会員の減少とかも見られてきて、クラブ単位で動くというのがなかなか難しくなってきたことにより、そこを緩和いたしまして、地区の中で3人以上であれば利用できるというふうには緩和しているものですので、団体に加入していない人でも参加できるということになります。

◎25番（佐藤 哲委員） 桜温泉なんかは配管の問題があったりして、休業期間がすごく長かったりしたわけですよ。大したいい事業だと思いますので、もう少し円滑にやれるような方向性を持っていていただきたいなと思っております。

同じく、決算書の77ページになりますけれども、独り暮らしの高齢者に対して緊急連絡が可能な装置を設置して、それを貸与しているという、社会福祉協議会とALSOKがやっているサポートなのですが、説明書を見ても、社会福祉協議会が新規に設置した台数というのはゼロということで、ホームネットとかALSOKがやっているところは、年間23台、新規にまたやるようになっていますけれども、この緊急通報シス

テムは物すごく大事な役目を果たしてきていると思うのです。高齢者の独り暮らしというのは物すごく多いものですから、これはみんな心配なわけですよ、孤独死している可能性がありますので。

台数はこの程度なのですけれども、一体、弘前市内に相当数、必要な台数というのは計算して、およその把握でもしておられるものですか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 現時点で必要数までの把握は困難なものと考えております。

◎25番（佐藤 哲委員） 多分困難であろうという答えが返ってくるだろうと思っていたのですけれども、どれほどいるか分からないわけですよ、独り暮らしの方というのは。

私の知り合いなんかも救急車を呼んで、夜中に体調が悪くなったときとかに行ったりしていますけれども、そうなると、救急車に乗っただけでお金を取られるとか、入院しないでストレッチャーの上で手当てをただけであつたら、救急車の代金が取られるとか、そんなことがあつたりして、非常に毎日の生活というのが心配だという方が随分いらっしゃいますから、独り暮らしの生活といいますか、どんな人でも、私は今年になって友達が何人も亡くなりまして、突然死ぬわけですよ。前の日までびんびんしていて、会社で死んだ方もいらっしゃいますし、飲んでいる途中でばたっと死んだ人もいますし、いつどうやって亡くなるか分からない状態であれば、高齢者の方々が市がどうやってきちんと把握して、遠く離れたところにいる家族の人たちに連絡を取るというシステムを構築するというのは、物すごく大事な仕事になっていくと思うのですけれども、これについてどういうお考えをお持ちですか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 幅広い形での質疑という形になりましたので、現時点で考えているものとしては、終活情報の登録制度を現在煮詰

めている最中でございますので、それも一つの手段として考えております。

◎25番（佐藤 哲委員） 同じく、説明書の中に、生活支援ハウス運営事業業務委託は、委託先が伸康会、それから弘前豊徳会。豊徳会というのは「ひいらぎ」ハウスと読むものですか、きへんに冬と書きますが。

両方で30人になってはいますけれども。退所する方というのは、亡くなったりして退所するのだろうと思っているのですけれども。

こういうところに年間で1940万3000円の支払いをしているわけですから、利用している金額、利用者の金額というのはもちろん自己負担があると思うのですけれども、この兼ね合いというのはどうなるわけですか。年間1人当たり50万円か60万円、そんな補助になっているのですけれども、これについては、入所している人たちの自己負担額というのはどのぐらいの数字で見えていますか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 生活支援ハウスでの利用料金ということですから、まずは居住部門、住む部門での負担額ということで、年間の収入に応じまして、120万円以下であれば利用者負担はゼロの金額から240万1円以上の5万円までとなっているほかに、居住部分の利用に伴う光熱水費の実費となっております。

大体、高ければ5万円から7万円という形になっております。

◎25番（佐藤 哲委員） 120万円以下の年収となると、国民健康保険しかない方というのは無理なわけですよ。そうなると、生活保護費をもって充当しているという状態になりますか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 年間収入が120万円以下の方は利用料金がゼロということですから、生活保護の方もいらっしゃいますし、年金でやりくりして入所している方もおります。

◎22番(松橋 武史委員) 決算書72ページ、3款1項1目、社会福祉総務費の、ブルーライト設置事業についてであります。

皆さん御存じのとおり、ブルーライトは発達障がい者や手話言語への理解と啓発を促進するシンボルカラーとして、建物やオブジェをブルー、青色にライトアップする活動。そして、4月2日については、世界自閉症啓発デー、9月23日は手話言語の国際デー、それに合わせてブルー、青色のシンボルカラーで啓発活動が行われ、市民の意識向上や支援の輪を広げるという目的があるということはお存じのとおりだと思います。

前年度、どの場所にブルーライトを設置したのかお知らせください。

◎障がい福祉課長(成田 亜弘) 前年度につきましては、弘前城本丸でブルーライトを点灯しております。

◎22番(松橋 武史委員) 先般の弘前自閉症児者親の会の総会だったか、会合において、会員の方から人目につく場所、目立つ場所に設置をしなければ意味がないという声が届けられていることだと思います。その声は届いていますでしょうか。

◎障がい福祉課長(成田 亜弘) その際の意見交換会に私も出席しておりました。お話を伺っておりまして、その際に、会員の方からは、土手町一帯を青く染めていただきたいとか、結構華やかなアイデアを頂いたのですが、こちらでも、ライトアップの機械自体も結構高価なものもありますし、なかなか土手町一帯を全部照らすというのは、ちょっと難しいということで答弁しております。

◎22番(松橋 武史委員) もう少し、設置する側が設置しやすい場所ではなく、これに携わっている方、そしてまた、この活動に希望や期待を寄せている方の意見を反映していただきたい。

今の課長の答弁では、無理だからやらないというゼロ回答であります。もう少し踏み込んで、この方々の意見をしっかり受けて形にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

◎4番(三浦 行委員) 3款1項1目、決算説明書77ページの、自立相談支援事業について質疑します。

まず、概要についてと相談件数の実績をお伺いします。

◎生活福祉課就労自立支援室長(木村 敬之) 自立相談支援事業の概要と件数ということについてお答えいたします。

自立相談支援事業の事業概要でございます。本事業は、平成27年度に生活保護に至る前の生活困窮者に対する第2のセーフティーネットとして創設された生活困窮者自立支援制度の中の事業として実施しております。複合的な要因によって、これまでの制度とか相談機関では十分に対応できなかった生活困窮者の思いとか課題を包括的に受け止めまして、生活困窮者の自立と尊厳の確保等の実現を目指すものとなっております。

具体的には、生活困窮者が抱えている課題、そういうものを評価・分析する、いわゆるアセスメントして相談ニーズを把握すると、その相談ニーズに応じた支援を計画的かつ継続的に実施できるように自立支援プランを策定し、そのプランに基づいて関係機関等と連携しながら支援をしているというものになっております。

また、その件数でございますけれども、過去3年の相談実績となりますが、これは新規相談件数ということですが、令和4年度は236件、令和5年度は131件、令和6年度は150件となっております。

また、先ほど言ったプランの作成件数になりま

すけれども、令和4年度は123件、令和5年度は121件、令和6年度は104件となっております。

◎4番(三浦 行委員) 再質疑ですが、どのような相談が多いのか、また、仕事や生活の相談について、どのように対応しているのかお伺いします。

◎生活福祉課就労自立支援室長(木村 敬之)

相談内容でございます。

相談内容は、複合的な課題で御相談にいらっしゃる方が多いです。その中で、相談の中で主訴、最も相談する方が課題だと感じている部分で統計を取っておりますが、最も多いものとしては、令和6年度については、お仕事探し、就職についてが全体の36.7%、続いて、収入、生活についてが30.7%と、相談の令和6年度全体の6割を、この二つの課題で占めているというところになっております。

また、仕事、生活の相談について、どのように対応をしているのかというところでございますけれども、相談者が抱えている課題を、まずはアセスメントいたしまして、相談ニーズに応じて、関係機関とも連携しながら支援をしていると。具体的には、例えばお仕事の相談につきましては、当センターで実施している無料職業紹介事業を利用したり、労働局、ハローワークと連携して実施している生活保護受給者等就労自立促進事業を利用するなど、その方の世帯の環境とか、その方の特性といったものに合った事業を選択しながら支援をしております。

◎4番(三浦 行委員) 先ほどの概要の御答弁にあったプランに基づく支援等はどのようなことかということと、あと、事業概要の答弁にあった第2のセーフティーネットとはどのようなものかというのを伺います。

◎生活福祉課就労自立支援室長(木村 敬之)

まず、事業概要にあったプランというところでご

ざいます。

こちらは、その相談者のアセスメント結果を踏まえて、継続的な支援が必要となった方については、計画的に支援を行うため、相談者と当センターの協働により一緒にプランを作成すると。そのプランに基づいて関係機関が出席する支援調整会議という会議がございます。そちらで目標とか支援内容とか、そういったものについて協議の上、支援内容を決定します。その具体的な支援につきましては、支援調整会議で決定したプランに基づいて支援を行っていくと。実際、そのプランを作成することで、支援内容というものが可視化されまして、プランの期間にどういった支援をするのか、またその支援が終了した後、当初定めた目標についてどこまで達成できたか、また、達成できなかった場合には、その要因を改めて分析して、また目標達成に向けて相談者と一緒にプランを改めてつくっていくという形になっております。

また、事業概要にあった第2のセーフティーネットというところでございますけれども、一般的に社会保険とか労働保険など、雇用を通じたセーフティーネットを第1のセーフティーネット、また生活保護を第3のセーフティーネットと位置づけておりまして、その間の仕組みになるものを第2のセーフティーネットと呼んでおります。今回の生活困窮者自立支援制度というものは、この第2のセーフティーネットという部分を担っておりまして、重層的なセーフティーネットの構築というものを目指しております。

具体的には、生活に困窮している方に対して、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことで、課題がより複雑化・深刻化する前に自立につながる支援を行うとともに、また、相談の段階で生活保護につないだほうが適切な方というのもしらっしゃいます。そういった方には、生

活保護制度を紹介いたしまして、場合によっては、同行支援等をするなどして、まずは生活の安定を図るという形で支援をしているということになっております。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

当市でも近年、生活困窮者が増えています。生活保護も含めて、本相談支援事業を充実させて、市民に寄り添った対応を要望します。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 決算書74ページです。3款1項1目19節扶助費、物価高騰に伴う緊急支援給付金のところですか。

74ページには様々な給付金が書かれています。まず、この給付金の対象になられた方と給付された実績をお持ちであれば、お聞かせください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 物価高騰緊急支援給付金についてお答えいたします。

令和5年度の事業として開始いたしましたが、申請期限を令和6年4月22日としておりましたので、令和6年4月以降に申請のあった給付金について、6年度の繰越事業で支払ったものです。

支給した世帯数についてお答えいたします。給付世帯数は2万5665世帯となります。

◎12番（齋藤 豪委員） 物価高騰緊急支援給付金、あと下にも、物価高騰生活支援臨時給付金

というのがあります。これは、両方別と考えてよろしいでしょうか。

あと、その上の生活支援臨時給付金(その①)、子育て世帯生活支援臨時給付金、生活支援臨時給付金(その②)とあります。これらについて、どういう内容で、どういう方が対象だったのか、どういう方に支払われたのか、対象要件等があればお聞かせください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 大変失礼しました。

まず、一つ目の物価高騰緊急支援給付金につきましては、生活に困窮する世帯に対する緊急支援を目的に、地方単独事業として、市が住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円を給付したものです。給付実績は、先ほど答弁しました2万3674世帯になります。対象世帯は2万5665世帯ありましたので、そのうちの92.24%の方に給付することができました。

二つ目の物価高騰に伴う臨時冬季生活支援給付金につきましては、一つ目の物価高騰緊急支援給付金の対象者の方に対して、燃料費や食料品等をはじめとした生活に係る費用の一部を給付するという目的で、1世帯当たり1万円を上乗せして給付したものです。給付件数は、一つ目の物価高騰緊急支援給付金と同数となります。

それから、三つ目が生活支援臨時給付金(その①)であります。こちらは、住民税非課税世帯には該当しない方で、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税の世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付したものであります。こちらも令和5年度の繰越事業として実施しましたので、6年度中に支払ったものが今回の決算となっております。給付実績は3,953世帯で、対象世帯は4,046世帯ありましたので、給付率は97.7%となりました。

それから、四つ目の子育て世帯生活支援臨時給

付金(その①)であります。こちらは低所得者の子育て世帯、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯であります。その方に対して給付を支援したものです。令和5年度の生活支援臨時給付金の給付対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり5万円のこども加算を支給したものです。給付実績であります。こちら令和5年度から令和6年度への繰越しとなりましたので、令和6年度に給付したのは244人となっております。令和5年度に給付した方は1,930人おりましたので、合計すると2,174人の方に給付となりました。対象の方2,285人のうち約95%の方に支援しております。

次の生活支援臨時給付金(その②)であります。こちらは、令和5年度には課税世帯として給付の対象とならなかった方で、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみの課税世帯となる方に対して、令和5年度と同様に1世帯当たり10万円の給付を行ったものです。実績としましては、対象となる方2,304世帯のうち2,064世帯に対して給付を行いました。給付率は89.58%となっております。

それから、子育て世帯生活支援臨時給付金(その②)であります。こちらは、令和6年度の生活支援臨時給付金の給付対象世帯のうち、18歳以下の児童のいる世帯に対して、こちらも児童1人当たり5万円のこども加算を支給したものです。対象となった263人の方のうち給付したのが255人、給付率が97%となっております。

次が、物価高騰生活支援臨時給付金です。こちらは、令和6年度の住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付したものです。こちらは、対象世帯2万5430世帯のうち給付したのが2万3109世帯、給付率は約91%となっております。

最後です。子育て世帯物価高騰生活支援臨時給付金です。こちらは、令和6年度の物価高騰生活

支援臨時給付金の支給世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して、当該児童1人につき5万円を給付したものです。こちらは、対象の方が2,062人のうち給付した方は1,965人、給付率は95.29%となりました。

◎12番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

9割、100%に近い方が一応頂いているわけですが、100%にならなかった理由は何かつかんでおられますか。

◎生活福祉課長(間山 博樹) 対象となる方には、給付金を何回かに分けてやっていますので全部同じではないのですが、往復方式のプッシュ型として、こちらで課税情報に基づいて抽出した対象となると思われる方に確認書を送って、その確認書の記載内容を確認していただいて返送してもらうなど、周知には努めておりました。あとは、ホームページですとか広報ひろさきとかでももちろん周知いたしましたし、例えば視覚障がい者の方には点字シールを貼って送付したり、民生委員児童委員協議会の定例会で概要を説明して、相談があった場合にはお伝えさせていただくようとか、お願いはいろいろしておりました。

給付申請をしなかった方の理由までは把握してはいないものですが、中には手続が面倒だという方もおりました。あとは、学生の方で他市にお住まいの親御さんの扶養になっている方などは対象外になって申請に至らないという事例もありました。

◎12番(齋藤 豪委員) 手続が面倒だというのは、できれば行政としてしっかりカバーしてほしいという思いです。あと、給付していただいた方に代わって、どうもありがとうございます。この質疑は終わります。

次に、決算書88ページです。3款3項1目、委託料ですけれども、生活保護法改正に伴うシステ

ム改修業務委託料であります。この委託先と、どのような法改正があったのかお聞かせください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 生活保護法改正に伴うシステム改修業務委託料についてお答えいたします。

現行のシステムを生活保護法の改正により変更したのですが、就学準備給付金の制度が改正されて、就労自立給付金、就学準備給付金の生活保護システムでの修正を図るための変更の委託を行いました。

委託先は、システム導入業者である日本電気株式会社青森支店となりました。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

生活保護法改正ということだったので、生活保護に関わる何か改正があったのかなという疑問もありました。私自身、法には詳しくないので、分かりました。

生活保護は当市で何人の方が受給されていますか。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 人数ではなくて世帯数で集計を取っておりまして、これは各月の平均の世帯数になりますけれども、令和6年度は3,584世帯、人数は4,142名となっております。ちなみに令和5年度だと3,655世帯、人数だと4,248人でありました。

◎12番（齋藤 豪委員） ちなみに、生活保護の受給をお願いしたいと窓口に来られる方というのは年間何人ぐらいか、相談件数をお知らせください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 相談件数ではありますが、年間の延べ件数で、令和6年度は1,006件となりました。令和5年度は972件でありましたので、相談件数は増加しております。

◎12番（齋藤 豪委員） 相談件数ともに増加していると。相談しに来た方で、採択になった

方、なられなかった方というのはどれぐらいの割合でしょうか。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 相談件数のうち、生活保護開始になった件数ではありますが、令和6年度は416件、令和5年度は381件でありました。

◎12番（齋藤 豪委員） それはどういう理由でそのようになったのか、もし差し支えなければお聞かせください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 開始にならなかった理由ですか。

◎委員長（外崎 勝康委員） ならなかった理由でしょう。

◎生活福祉課長（間山 博樹）（続） いろいろなケースがありますけれども、その世帯ごとに最低生活費が国の基準で定められております。その最低生活費に対して、申請のあった方が向こう1か月生活できるかどうかの比較で決まるのですが、最低生活費よりも収入のほうが上回った場合には生活保護の申請は却下となります。

◎12番（齋藤 豪委員） これ以上はお聞きしませんけれども、いずれも給付金のところも生活保護のところも不用額が出ています。予算を全部執行してくださいというわけではありませんけれども、理事者皆様方の御努力で、こういう不用額というのは出ているのだと思います。それもまたしかりだと思います。

話は変わりますけれども、今、NHKの朝ドラでアンパンマンをつくったやなせたかしさんの特集をやっています。アンパンマン、自分の顔を困った人に食べさせるというコンセプトで始まったそうです。50歳のときに描いて、最初は気持ち悪いとか、そういうことをするものではないとか、ヒーローがみつともないという批判ばかりで、69歳になってようやくアンパンマンは世に出てきたそうです。

ここに、弘前市に生まれた子供から市民課の墓場まで、揺り籠から墓場までおられます。弘前市に生まれてよかった、私も給付金を頂きました。ありがとうございます。もしかしたら私も、佐藤哲委員が言われたとおり、孤独死をするかもしれません。そういうときにしっかりとケアしていただける弘前市であってほしいなと常々言っておりますけれども、何とか、そのように取り組んでいたければ、窓口に来た方には笑顔で接していただければと思います。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、3款民生費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、4款衛生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 4款衛生費の決算について御説明申し上げます。

88ページから97ページの1項保健衛生費は、健康増進課、地域医療課、環境課等に係る経費でありまして、予算現額30億8175万9000円に対しまして、支出済額が27億6144万3281円で、3億777万9999円の不用額となっております。翌年度繰越額は、水道事業会計負担金であります。

不用額の主なものを申し上げます。

89ページの2目予防費12節委託料の1億8319万9672円は、予防接種業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

94ページの6目保健活動費12節委託料の3465万9008円は、妊婦・乳児健康診査業務委託料などの

支出が見込みを下回ったことによるものであります。

95ページの7目健康増進対策費12節委託料の2177万285円は、健康診査業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

97ページから100ページの2項清掃費は、ごみの収集運搬、処分及びし尿処理に係る経費でありまして、予算現額29億1253万9500円に対しまして、支出済額が27億4654万684円で、1552万9316円の不用額となっております。

翌年度繰越額は、埋立処分場第2次水処理施設改築更新事業に係るものであります。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本款につきましては、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） よろしく申し上げます。

私からは、4款1項7目、がん患者医療補正具購入助成金についてお伺いします。決算書では96ページ、説明書では115ページに当たります。

今回、この事業自体はまだ始まったばかりで、令和6年度の4月から始まったと思っておりましたが、今回実績としては数は出ておりますが、事業の実績のもうちょっと詳しい状況、詳細についてお伺いします。

◎健康増進課長（太田 泰輔） がん患者医療用補正具購入費助成事業の実績の詳しいところがございますが、種類ごとの件数をお答えしたいと思います。

まず、医療用ウィッグ60件、医療用ウィッグとインナーキャップの同時購入が6件、毛髪つきの帽子が1件、人口乳房が1件、補正下着が1件、補正下着と補正パッドの同時購入が2件、合計で助成件数は71件でございます。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます。  
ます。

件数はかなり多いなという印象です。たしか50件を見込んで始まったと記憶しているのですが、今回かなり増えた状況、今お話ありましたが、増えたそもそもの理由というか要因というか、何か捉えていることがあればお答えください。

◎健康増進課長(太田 泰輔) 伸びた要因というところについてでございますけれども、こちら、事業開始に当たりましては、まず県内市町村の同様の事業の実施状況を調査しております。そして、当市より人口が多い八戸市のほうが年間50件程度で見込んでいたということ参考をいたしまして、当市も年間50件ということを見込んだところでございます。

そして、令和6年度からの事業開始に当たりましては、年齢、性別、所得による制限を設けず、過去にがん治療を終えている方で、それに起因する脱毛や乳房の切除に悩んでいる方も対象として、幅広く活用していただける事業といたしました。また、周知につきましては、弘前大学をはじめとした各医療機関にも御協力いただき、またチラシやSNSのほうも活用してございます。

その結果、71件と見込みを超える実績となったものでございますが、今回の事業をきっかけに、購入をためらっておられた方が、事業開始をきっかけに購入されたということが影響した大きな要因だと思っております。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます。  
ます。

事業の中身をホームページ、市で出しているものも拝見してございますけれども、ウィッグそのものもそうだし、帽子みたいなものについているようなタイプも様々ある中で、そういったところに対応できるような取組が進んだというのは、かなり

市民の方のニーズを捉えたのではないのかなと思っております。

個人的にウィッグ自体を、生のものを見たことはないのですが、医療機関で医療用の帽子、がん治療の患者の帽子のケアでも、かなり質の部分については慎重にやらないといけないみたいで、人それぞれに肌に合わないものがありますので、合う・合わないというところが非常に肝になってくるようなのです。それで、ウィッグそのものの値段というのが、今回、市では3万円の上限で購入費の半分を助成しているわけなのですが、どのような金額のものが割と出ているものなのかというところは捉えていらっしゃいますでしょうか。

◎健康増進課長(太田 泰輔) ウィッグの購入価格はどれぐらいの価格帯かというところでございますけれども、具体的ところで申しますと、1万円以下のものが2件ございました。また1万円から4万円未満が6件、あと4万円から5万円未満が13件、5万円から6万円未満が7件、6万円から7万円未満が6件、7万円以上8万円未満が3件、8万円以上9万円未満が4件、9万円以上10万円未満が6件、そして、10万円以上では、10万円以上15万円未満という中で16件ございまして、あと15万円以上の価格帯のものが4件となっております。

医療用ウィッグは1万円未満から30万円以上まで、今お話ししたとおり幅広く分布しておりまして、1万円単位で区切った場合、最も多いのが4万円以上5万円未満の13件でございます。そして、これを含む4万円以上11万円未満が、全67件中の45件を占めている状態でございます。

また、胸部補正具のほうになりますけれども、こちらの助成件数は4件で、最低価格は5万5660円、最高価格は29万7000円、平均購入価格が11万9158円となっております。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます。物によっては、かなり金額に上限があるということは確認できました。

せっかく買うのであれば、しっかり肌に合うものとか、見た目にもあまりウィッグ感がないようなものというのを、欲しい方は多分求めていらっしゃるのかなと思うのですが、これは思うところでしかありません。今回、いろいろ利用されてきた方々の件数は分かってきたのですが、かなり医療機関の努力もあったのではないのかなと思うのですが、利用者の方であったり、勧めていただいた医療機関からの声、何か捉えていることがあるのであれば教えていただきたいのですが、ありますでしょうか。

◎健康増進課長(太田 泰輔) 直接捉えているかということ、その辺は捉えていないところではございますけれども、これだけ数多くのもが助成されたところから見ますと、医療機関の働きかけというところは当然あったと思いますし、ウィッグであれば、さくら野にも入っておりますけれども、お話が少し聞こえてきた中では、そちらでもこういう助成があるよということで、お声がけいただいたということで、関係者の方々皆様にこの事業については広く周知いただいて、皆様に賛同いただいていると解釈してございます。

◎1番(須藤 江利加委員) 医療機関だけではなくて、さくら野等でも働きかけがあったというのは、今初めて知りましたので、すごくよかったなと思います。でも、実際に利用している方の声はしっかり捉えていく必要があるのではないかなと思うのですが、現時点で始まったばかりの事業ではあっても、これだけ利用率が高いものですから、市として、今後、何か改善する予定であったり、もしくは課題をどのようにお考えになっていますでしょうか。

◎健康増進課長(太田 泰輔) まず、課題とし

て考えられることで言いますと、価格帯がかなり幅広いというところがございます。どの辺が適正な値段かというところがあって、今現在、私も、3万円を上限にやっておりますけれども、こちらが果たして、今現在は適正だと思ってやっておりますけれども、物価も上がっておりますし、今後これが適正かどうかというのは、今後も考えていかなければならないところかなと思ってますので、引き続きその辺については研究してまいりたいと考えております。

◎1番(須藤 江利加委員) 今、かなりよいお話を頂いたので、改善する余地がまだまだあるのかなと思うのですが、当市の部分でしか私も知り得なかったもので、他の自治体ではどういふような状況なのかなというのを個人的に調べてみたのです。そうしたときに、がん治療以外の病気でも脱毛というのは起きていて、ウィッグが必要な方というのは実は存在すると、最近も市民の方から言われまして、こういった事業というのはすごくいいけれども、多様に柔軟にできるものであってほしいということを知りました。

実際にやっている自治体は、千葉県流山市ではやっています。名前としても、がん患者だけの名前で収まらないで、がん治療ほかという形でやっている状況もありまして、さらに言えば、がんというのは、一度治療自体が収まって脱毛も落ち着いたとしても、再発ということが考えられるのです。実際、結構転移してしまっていて、また、がんになってしまったという事例は、私も知人とか知り合いであったりするのでございますけれども、そのがんの再発にも使える、再発の方にもまた助成できますよという事業であるということも確認していますので、こういったことにも柔軟にできるような取組を進めていただきたいなと思うのですが、このお話は、すみません、今初めてするので、市としてどのように考えるかというところは難しい

かもしれませんが、今のお話を受けて、何か考えがあればお答えいただけますか。

◎健康増進課長（太田 泰輔） ただいま委員からお話しされたことはもっともだと思うところがございます。がんは1回だけではなく、再発も当然あり得るということもございますし、様々な自治体によって、がんだけでないところもあるというお話もございました。また、がんの中でも、ウィッグ以外のものを、私どもで対象にしているもの以外でも対象にしているようなケースも、よその自治体ではあります。そういうのもありますので、よい制度にしていきたいというところを念頭に置いて、今後も他のよい事例は勉強させてもらいながら、少しでもよい形の制度にしていきたいとは考えております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。前向きな答弁を頂けてうれしいのですが、最後にも要望意見として終わらせていただきます。

ウィッグとか胸の補正具と捉えるところが多いのですが、言葉で言えばそうかもしれませんが、生活の質——QOLを支える視点で考えていく必要があると思います。脱毛による外見の変化というのは、精神的な負担がかなり大きくて、社会的な不安にもつながることですので、単なる見た目のカバーというところではなくて、安心感であったり快適さ、自分らしさを支えるアイテムが求められているのではないかと思います。

そして、全国的にもかなり増えてきているのがウィッグだけではなくて、帽子であったり、見た目はそれぞれにどういうふうにしたいかというのは個人差がありますから、バンダナとかメイク、まつげも抜けるのですよね、そういった部分であったり、多様に支援ができるようなトータルのケアというところの視点で、脱毛だけでなく、いろいろ多分、今後課題として

考えていけるのではないかと思います。やけどであったり、事故やいろいろなことで顔のパーツを欠損してしまう事例というのがありますし、指が何かに挟まってなくなってしまうというのは私の知人でもいます。でも、そのままになっていると、人の目が気になりますから、そういった部分にも弘前市としてしっかりと、まずは市民の皆さんの声を聞いていくのが何より大事だと思いますから、捉えるようにしていただきつつ、今後の運営の改善もいろいろ進めていただければと思います。ありがとうございました。

◎4番（三浦 行委員） 4款1項6目、決算書94ページ、決算説明書110ページの、5歳児発達健康診査・相談事業について、概要をお聞かせください。

◎こども家庭課主幹（土岐 暖子） 5歳児発達健康診査・相談事業の概要についてお答えいたします。

5歳時点の発達について支援を要するお子様を把握し、適切な支援につなげることを目的に、弘前大学の協力の下、1次健診、2次健診、結果説明の3段階で、誕生月に応じ対象となるお子様を年2回に分けて実施しております。

1次健診は、ウェブまたは紙媒体のアンケート形式で5歳児全員を対象としております。2次健診は、1次健診の結果により、発達に関する詳細な検査が必要とされたお子様を対象に、精神科医師による診察や知能検査などを実施しております。

結果説明では、1次健診や2次健診により分かったお子様の発達特性や診断内容等について、精神科医師や臨床心理士から説明を行うとともに、必要なお子様には、市教育センターの指導主事による就学に向けた相談を行っております。

◎4番（三浦 行委員） 決算説明書を見ると、2次健診の対象者数が176人、受診者数が129人と

なっており、47人が受診していないようですが、この理由をお伺いします。

◎**こども家庭課主幹（土岐 暖子）** 2次健診を受診しない理由につきましては、未受診者の保護者へアンケート送付や電話連絡により、全員へ状況確認を行っております。

受診しない理由といたしましては、発達について心配していない方が38.3%と一番多く、既に医療機関を受診済み、または受診予定の方が12.8%となっております。

そのほか、5歳児発達健診は、就学に向けた準備を目的とした法定外健診であることから、2次健診の案内では、既に愛護手帳を取得されているお子様につきましては、早期に就学の支援につながるよう、就学に向けた教育相談を御案内しております。

◎**4番（三浦 行委員）** 要請した資料を拝見しますと、結果説明の対象者、実施者129人のうち、発達支援を要する要支援、要観察が123名となっておりますが、過去3年間の要支援、要観察の推移と保護者へ支援していることがあればお聞かせください。

◎**こども家庭課主幹（土岐 暖子）** 2次健診を受診したお子様のうち、要支援、要観察と判定されたお子様の割合は、令和4年度は91.3%、令和5年度は95.1%、令和6年度は95.3%となっております。保護者への支援といたしましては、結果説明の際にお子様の発達のことをより深く理解する機会となることを説明し、就学の準備を保育園等とスムーズに行うことができるよう、保育園等の先生方の同席をお勧めしております。

既に療育を利用されている場合は、療育機関の職員も同席し、就学に向けて適切な支援が受けられるよう、保護者と療育機関等で健診結果を共有することをお勧めしております。

◎**4番（三浦 行委員）** 本事業は、5歳児の進

学や将来の進路に重要だと認識しました。

保護者の方がおっしゃっていましたが、本事業にかかわらず、園児に発達障がいが増えているということもありますけれども、保育園の先生が報告や仲介をしてくださって大変助かってはいますが、心理的負担がないかと心配されてきました。ですので、保育士の負担軽減を要望して終わります。

◎**委員長（外崎 勝康委員）** 次に、弘前さくら未来。

◎**7番（竹内 博之委員）** 私からは4款1項5目、決算書92ページの説明書106ページ、急患診療所について幾つかお伺いしていきます。

これは説明書を見ると、夜間及び日曜日、休日、年末年始等の日中に、1次救急患者の診療を実施するということが書かれております。今回、質疑をするに当たって、この運営にちょっと課題があるのではないかという問題提起をして、質疑をしていきたいと思っております。

まず、急患診療所に電話をしました。その電話をした市民がいろいろ症状を言って、急患診療所では診られないということで、弘前総合医療センターに行ってくださいというケースが、会派の中で話している中で、私も市民からの相談があったということをついたら、ほかの議員からも同じようなケースがあるのだと。ここの部分に関して非常に市民の満足度がよくないということで、今回決算の審議に当たって、いろいろ聞いていきたいと思うのですけれども。

まず、急患診療所に電話した際に、では来てくださいとか、電話で済む場合とか、はたまた今市民の満足度が高くない輪番病院に行ってくださいとか、いろいろなケースがあると思うのですけれども、まず問合せに対する返答がどういう状況、電話で済んだのが何件あるのかとか、では来てくださいというものが何件あるのかとか、その辺り

の数字について教えてください。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 電話で相談があり、受診した、あるいは2次救急輪番を紹介したという件数ですけれども、直接、急患診療所に受診された方が電話してきた件数は把握してございませんので、2次輪番病院に紹介した件数につきまして、御報告というか、答弁させていただきます。

急患診療所に問合せがありまして、電話相談のみで済んだ件数につきましては、過去3年で申し上げますと、令和4年度が3,182件、令和5年度が2,853件、令和6年度が2,025件となっております。そのうち、急患診療所に電話があつて、症状を聞き取りして、その結果、急患診療所に受診することなく輪番病院を紹介したという件数につきましては、令和4年度が1,795件、令和5年度が1,966件、令和6年度が1,606件となっております。

先ほど申し上げました電話相談のうち、症状を聞き取りしたという、今、紹介した数値についてはまた別な件数になってございます。

◎7番（竹内 博之委員） 今、多分電話相談のみで済んだ件数を答弁いただいたと。そのほかに、急患診療所に問合せがあつて、症状を聞いて輪番病院に回したという数字の部分の部分を答弁いただいたと思います。

ここで、症状を聞き取りして輪番病院を紹介したという際に、弘前大学医学部附属病院と健生病院と、弘前総合医療センターというのが主だと思ふのですけれども、急患診療所に電話して、その聞き取りをした方が判断するのか、誰が判断して輪番病院に行ってくださいという紹介をしているのかお伺いします。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 誰が判断しているのかというところでございますけれども、まず、症状についての聞き取りにつきましては、看

護師が電話対応しております。その聞き取りした内容を医師のほうに伝えまして、その症状によって医師が急患診療所に受診していただくか、あるいは2次輪番病院の紹介についての判断をしてございます。

◎7番（竹内 博之委員） 今回質疑するに当たって、何で急患診療所で1回診てくれないのかという点が幾つかあると。恐らくほかの議員の皆さんにも、もしかしたらそういう市民の声が届いていると思うのですけれども、まずこの点について、この決算説明書を見れば、1次救急患者の診療を実施と書いているので、この部分で行政としてどこまで中身について把握しているのかというのは、難しい部分はあると思うのですけれども、この数字をどこまで積み上げるかと、ちょっと難しい部分があるのですけれども、なぜ急患診療所で1回診てくれないのだと思いますか。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 急患診療所で診療というか、診られないケースということだと思いますけれども、急患診療所では、例えば電話で聞き取りした結果、直接2次輪番を紹介するケースということで、現在、急患診療所では、新型コロナウイルスの院内感染防止対策ということで、各種検体採取の際に飛沫感染のおそれがある、そういった検体検査といいますか、そういう検査であつたり、あるいは、ぜんそくの患者に使う吸入治療を実際に行っていないということで、電話での問合せの際に、そういった検査や治療を今すぐにも受けたいという患者がいらっしゃった場合には、急患診療所では実施できないので、2次輪番病院を紹介するというケースがございます。

また、その症状を聞き取りした際に、明らかにこれは中等症以上だと、ちょっと重い病気であるというふうなことを判断した場合も、患者の体調への負担というのを考慮しまして、速やかに2次輪番病院を受診するように紹介しているというふ

うなことでございます。

◎7番（竹内 博之委員） まず一つは、今お話しされた運用上のルールみたいなものであるならば、やっぱり公表されたほうがいいと思うのですよ。電話した方というのは、これを見ると小児科が半分ぐらいいるので、不安な状態で電話をしていると思います。どうしていいか分からない中で、急患診療所に来ないでくださいと言われると、恐らく保護者にしてみれば大きなストレスになるであろうと。

もう一つ、ストレスがかかっているのが、輪番病院に回されたときに、別途お金がかかるではないですか。その点について、輪番病院に行ってくださいと案内されたときに、受ける病院によっては費用が発生すると思うのですけれども、その辺り、どういう状況なのか教えてください。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 直接2次輪番病院を受診した際に負担がかかるという部分でございますけれども、津軽地域におきます2次救急輪番病院のうち、弘前総合医療センターと弘前大学医学部附属病院につきましては、ほかの医療機関から紹介状を持たないで受診した外来患者からは、初診料などの健康保険が適用される一部負担金とはまた別に、保険適用がされない選定療養費という特別の料金を御負担いただいております。なお、この選定療養費につきましては、例えば軽症であったり日常的な病気の治療というのは診療所であったりクリニックを受診してくださいということと、また、救急であったり重い病気の治療については大きい病院を受診してくださいという、それぞれの医療機関の機能分担といいますか、役割分担をはっきりさせるために、厚生労働省が定めた制度でございます。

一般病床が200床以上で地域医療支援病院に承認されています弘前総合医療センター、それから特定機能病院に承認されています弘前大学医学

部附属病院につきましては、診療所から紹介状がなくて受診する場合には、この選定療養費の徴収が義務づけられているというものでございます。

また同じく、2次輪番病院に参加しています健生病院につきましては、一般病床は200床以上あるのですけれども、地域医療支援病院ではないということから、選定療養費の徴収は義務ではなくて、あくまでも病院の任意により徴収することができるかとされておりまして、健生病院につきましては、病院の方針により、選定療養費については徴収していないというものでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 答弁の中で金額は言いましたか。言っていないですか。金額は幾らですか。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 初診で受診される場合には、7,700円でございます。

◎7番（竹内 博之委員） この輪番病院に回される際に、先ほど三つ、大学病院と健生病院と弘前総合医療センターとあるのですけれども、どういう割合で、急患診療所を経て輪番病院に回されているのか、内訳はわかりますか。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 令和6年度の実績で申し上げますと、先ほど申し上げました、直接2次輪番病院に紹介するといった件数は1,606件あるのですが、その中で弘前大学医学部附属病院に紹介した件数が196件、弘前総合医療センターが913件、健生病院が497件となっております。

◎7番（竹内 博之委員） 今、令和6年の部分で答弁いただいたのですけれども、弘前総合医療センターが一番多いと。私の手元に令和4年、令和5年もあるのですけれども、弘前総合医療センターがほかと比べて、健生病院の倍くらいあって、弘前大学医学部附属病院の4倍くらいある。なぜ弘前総合医療センターが突出して多いのでしょうか。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 弘前総合医療センターが割合的に多いというのは、2次輪番病院を担当するこま数も多く担当しているということで、医療センターである割合が高いということだと思っております。

◎7番（竹内 博之委員） 私の質疑の中で、いろいろと順番がぐちゃぐちゃして申し訳ないのですけれども、冒頭で話した今回のこの急患診療所の運営に課題があるのではないかという視点で今質疑している中で、この7,700円の部分はいろいろなルールというか、払わなくていいのではないかという立場では私はなくて、ただ、そこに払うに当たって、市民の納得感がないから不満の声が聞こえているというのがあります。

その上で、お伺いしたいのは、先ほど、看護師が聞き取りして医師が判断すると。その判断に基づいて輪番病院とかを紹介すると言っているのですけれども、その判断をするに当たっての運用上のルールとか、判断根拠みたいなのというのは、これはお医者さんの主観でやっているのですか。客観性を持った判断はできないものなのかなと、これは私の個人的な疑問も含めてなのですけれども、これはどういう運用上のルールになっているのですか。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 基本的には看護師が症状を聞き取った際に、独断で重症度を判断することはできないということでございます。ただ、例えば看護師が独自で対応すると、直接回答するケースもございまして、そちらは、例えば先ほど申し上げた急患診療所で実施していない検査であったり、治療をやりたいといった場合であったり、例えば時間的に今から来院してもちょっと間に合わないとか、あるいは夜間診療で実施していない診療科目でございます外科の部分の間合せにつきましては、医師の判断ではなくて看護師が直接回答しているというものでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 今回、決算書を見ると、約1億円の税金を投入していると。今、最も輪番病院の受入れが多い弘前総合医療センターには2億5000万円、これを40年、市税を投入しているというところで、この7,700円の初診料というのですか、その部分については、これまでの議論の中で、紹介状があれば、この7,700円というものを負担しなくてもいいという議論があったと思うのですね。この急患診療所に、子供なり自分だったりの体調が悪い中で、不安でまず診てほしいということで電話している中で、一旦急患診療所で診て、症状によって紹介状を基に輪番病院に回す。もちろん手間とか、現場の皆さんの事情というものもあると思うのですけれども、一方で、そういう市民の声というものもあるのは事実なので、その声に対して、今、どのような見解をお持ちなのかお聞きします。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 市といたしましても、患者への心身の負担であったり、金銭面の負担であったり、そういった軽減を図ることが望ましいとは考えてございます。

国の制度でございます選定療養費につきましては、国の制度ということで、病院の判断で徴収しているということで、市として対応するというのはなかなか難しいものと考えておりますけれども、急患診療所における対応ということにつきましては、先ほど申し上げました感染防止対策のために中止している各種検査であったり、そういったことが、軽い症状であっても2次輪番を受診するというものにつながっている現状がございますので、そこら辺の部分につきましては、実際に今やっていない検査はできないかどうかということも、指定管理者が弘前市医師会でございまして、相談して、協議していきたいなというふうに思っています。

また、あわせて、委員より御指摘がありました

そういう問題点を整理しながら、1次救急から3次救急までの関係者を集めて、情報共有の場というのを設けたりして、地域医療の課題などについて、共通理解を図っていきたいと思っております。

◎7番（竹内 博之委員） でも、私はこの質疑をしていて、自分でも思っているのですけれども、すごく難しさがあると思うのです。医療とか健康とかは命につながる部分ですし、どうしても感情論の部分でいきがちな部分もあるので、そこは冷静に見る必要があるなと思っていて、どうしても、私の今のこの質疑の立ち位置となると、現場の皆さんの状況というのが、全部が全部を把握しているわけではないので、現場はまた違った問題認識があると思うのです。お医者さんも少ないでしょうし、医療従事者の皆さんだって、いろいろな状況の中で厳しい環境かもしれないので、そこはどっちの立ち位置かによって見えるものが違うと思うので、そこで行政というのの役割が大きくて、もちろん私たちは市民の声も聞いて、市民の声に対してここで議論しているわけですが、行政というのは中間的なフラットな立ち位置で、ではどうすればいいのかという今後の見通しとか、戦略を立てていくことが必要だと思うのです。

最後に一つ、私が質疑を考えていく中で思ったのが、結局先に看護師さんが電話に出て、お医者さんに症状を伝えてとなると、どうしても高度なお医者さんが持っている知見で、でも主観によっての判断に頼らざるを得ない部分があるので、こういうところの入り口こそ、それこそAIとか、ある程度入り口の部分を整理してあげると、それこそ回答のレベルにもよる、精度にもよるのでしょうけれども、不安に寄り添うとか、どういう症状がというケース・バイ・ケースの部分というのは、恐らくAIとかに担ってもらったほうが私

は合理的なのかなど。人もますます少なくなっていく中で、私は、合理性を持っているのかなと思うのですけれども、こういった急患診療所の入り口の部分で、もちろん世代も違うのでハードルはあるのでしょうけれども、一旦受けるところでの、そういう医療の部分でのAIの活用みたいなことは、何らかの検討とかはされていないものですか。または、今後の戦略的な位置づけとしてのAIの活用というものに関して、どう考えているのかお伺いします。

◎健康子ども部長（佐伯 尚幸） 今、御提案がございましたAIにつきましては、その病状、その御家族がどう訴えるかというのも、かなり多岐にわたるものでございます。また、対応する医師も専門が恐らくございまして、診られるもの、診られないものもあると思いますので、AIで一律に判断しまして、1次で診られるといいましても、その当番の医師にはちょっと不得手のものかもしれないので、そのときの状況に合わせて、症状も聞き取りしながら、適切に案内できればと考えております。

◎委員長（外崎 勝康委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時51分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎8番（樋川 篤子委員） 4款2項2目、決算書99ページ、説明書120ページ、電気バスラッピング業務委託料についてお伺いします。

ゼロカーボンシティ周知啓発のために、2台ある電気バスにシートカバーを含め278万4000円でラッピングをしたことについて、まず、市ではラッピング効果をどのように捉えているか教えてください。

◎環境課長補佐（鼻和 孝夫） 電気バスのラッピングについて、市ではどのような効果があると捉えているかということについてお答えいたします。

まず、本委託業務ではEVバスのラッピングということで、ぱっと見てすぐ電気バスだと分かるようにEVバスのロゴを表示して、あとは電気のプラグをイラスト化したものを大きく表示しております。そして、側面に、「環境に優しい電気バス」、あとは「雪国で電気バスに挑戦中」というメッセージを表示しております、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組はチャレンジングな取組ですけれども、環境に優しいので、市民の皆様にもゼロカーボンに向けて一歩を踏み出してほしいというふうな思いを込めてラッピングをしているものでございます。

その効果ということでございますけれども、一般的にバスのラッピングと申しますと、それだけで話題性がある、広告効果があるものだと思っておりますけれども、この電気バスは、中心市街地を10分間隔で走行する循環バスに導入されておまして、これが一日に中心市街地内を8周走っているということで、これが2台ありますので、不特定多数の方に見ていただく機会も多いと考えておまして、効果が大きいのではないかと考えております。

◎8番（樋川 篤子委員） 今回、ゼロカーボンシティの周知啓発、EVバスの宣伝ということだったのですが、ちょっと違う視点で、総合計画では、ゼロカーボンシティの周知啓発及び脱炭素化への機運の醸成と書かれているのですけれども、実際、雪国での電気バスに挑戦中まで私は見られていなかったのですけれども、遠くで見ても目立って、華やかな感じで乗りたいなと思うのですね。

それで、電気バスだけだと数字は難しいかもし

れないのですけれども、もし分かれば、最近の弘南バスの利用客数ですとか、増えている、減っている、その辺が分かったら教えてください。

◎環境課長補佐（鼻和 孝夫） 乗客数等の数字でございますが、申し訳ございませんが、こちらは環境課では把握しておりませんので、効果といたしましては、乗客が増えるというよりも、ゼロカーボンシティであつたりとか、SDGsに関心を高めていただくという効果を期待しているところですので、そういった事情となっております。

◎8番（樋川 篤子委員） 視点を変えてということで、急にすみませんでした。

最近、レッドブルのラッピングバスを土手町で見まして、実際、市民の方から、すごくかっこいいから、いつ走っているのか、乗りたいという声も聞こえていて、広告とともに乗客を増やすというのにも役立つのではないかなと思ったのです。

金沢市では、ラッピングバスに関する市民バス利用者意識調査という結果を公表していますし、これは外国なのですけれども、2014年にソウルで、アニメキャラクターのタヨという、7,500台のうち4台だけそのバスを導入したら、4万人とかが集まってという効果もあって、それが100台かな、増やされたという実績もあって、きれいなバスが走っていれば目立ちますし、まちの明るい感じもあるなと思っています。

そこをお願いしたいのが、弘南バスになるかと思うのですけれども、乗客を増やしていくという手段の一つともなり得ると思うので、ラッピングバスがいつどこを走っていますよという周知ですとか、もしこういうのをできれば、弘南バスの広報にも働きかけていただきたいと思います。

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、創和・公明。

◎16番（木村 隆洋委員） 4款1項5目、決

算書93ページ、説明書だと107ページになります。二次救急医療体制確保支援事業についてお伺いいたします。

2次救急の輪番制度は、健生病院、弘前大学医学部附属病院、弘前総合医療センターの3病院が行っていると、この事業そのものを健生病院と弘前大学医学部附属病院に交付しているという事業の説明が書かれてあります。

患者数が令和6年度の分、決算説明書に掲げられておるのですが、弘前総合医療センターが令和4年に開院しております。この弘前総合医療センターが開院した令和4年度からの3年間の2次救急の患者数の推移をお伺いいたします。

◎地域医療課長補佐（齋藤 貴志） 平日の夜間や休日における内科、外科系に係る弘前総合医療センターの過去3年間の2次救急患者数についてお答えいたします。

令和4年度は外来患者が4,965人、入院患者が2,272人で計7,237人、令和5年度は外来患者が4,951人、入院患者が2,423人で計7,374人、令和6年度は外来患者が5,256人、入院患者が2,370人で計7,626人となっており、開院以降、年々増加しております。

また、このうち救急車で搬送患者数も、令和4年度が3,454人、令和5年度が3,703人、令和6年度が3,760人と、こちらも年々増加している状況です。

◎16番（木村 隆洋委員） 午前中の竹内委員の質疑の中で、急患診療所の質疑もありました。

弘前総合医療センターは、竹内委員の質疑の中でも、地域医療支援病院だと、地域災害拠点病院にもなっております。この弘前総合医療センターができたときに、地域医療支援病院の面、地域医療の要となるという部分で、もう1点あったのが、2次救急の拠点になるのだということであったと思っております。

そういった意味でも、運営費の毎年度2.5億円掛ける40年の債務負担行為も行っている。1次救急、2次救急、3次救急は、1次救急が急患診療所、2次救急の拠点が弘前総合医療センター、3次救急の要が弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター、このすみ分けは非常に大事だと思っております。

そういった中で、弘前総合医療センターが、人数は多少増えているとお話もありましたが、2次救急の拠点の役割を果たしているのかということを感じている部分もあります。救命医が1人しかいないとか、弘前大学から派遣も受けているというお話もあるようであります。

そういった意味では、2.5億円の運営費を40年間の債務負担をしている弘前市の責任というか、弘前市の役割として、この弘前総合医療センターが2次救急の拠点になるのだと、先ほどの竹内委員の急患診療所の話もありました。この1次救急、2次救急、3次救急のすみ分けは本当に大事だという意味では、2次救急の拠点がどこにあるかが、1次救急、3次救急に与える役割も大きいと思っております。弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターで2次救急を診ていると、仕方なく診ざるを得ない状況というお話も一部出てきております。

そういった意味では、今後、弘前総合医療センターの2次救急の拠点としての在り方を、市としてどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎地域医療課長補佐（齋藤 貴志） 今後の見通しということでございます。

まず、現在、内科及び外科の2次救急医療体制は、弘前総合医療センター、健生病院、弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターの3病院による病院群輪番制により実施しておりますが、そのうち、令和6年度の医療センターの担当割合

は、内科が49.9%、外科が59.5%と、合計では2次輪番の半分以上を受け持っている状況となっております。

一方、ただいま委員から御指摘のあったように、本来3次救急を担うべき弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターが、2次救急輪番にも助力している状況が続いていることから、市では、将来的に持続可能な救急医療体制を構築していくためには、2次救急医療体制のさらなる充実と機能分担が重要な課題であるというふうに認識し、国立病院機構に対しまして、2次と3次救急医療の機能分担が進むよう、医療スタッフの人員配置などを含めた2次救急医療体制の段階的な強化について強く要望してきたところでございます。

そうした要望を踏まえ、医療センターでは、令和7年度から常勤医の定数を増加したほか、去る7月2日に開催された弘前総合医療センター運営委員会では、救急医療の充実強化を図るため、新たに救急病棟を開設する方向性が示されたところでございます。

これらの病院機能が強化されていくことで、今後さらに医療センターが津軽地域の2次救急医療体制の主軸を担っていくことと思われませんが、一方で、感染症の感染拡大時のリスク分散や災害時対応などの観点からも、当面は、複数医療機関での2次救急医療体制を維持していく必要があるものと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、救命病棟の創設という話、これは我々も見て非常にいい傾向だなと思っております。

1.5億円の運営費を40年間負担いたします。この中には2次救急の負担割合の部分も入っております。

そういった意味では、弘前市として地域の要の病院、地域医療の拠点となる弘前総合医療セン

ターが今後どういう在り方をしていくのだということ、国立病院機構だけに任せるのではなくて、運営費を出しているという部分でも、周辺の津軽地域全体を考えると、今後弘前市が地域医療の運営費を出しております。その部分も含めて、言い方はあれですけども、口も出してほしい。それが地域住民のための安心安全な医療体制をつくっていくものだと思いますので、ぜひ今後も続けてもらいたいと思います。

◎15番（石山 敬委員） 私は、4款1項7目、決算書96ページ、がん患者日常生活支援事業について、まずはお伺いします。

先ほどの須藤委員の質疑で、がん患者医療用補正具購入費助成事業については分かりました。非常に広く周知されて、定着してきたなということで、この事業ができて非常によかったなどと、本当にうれしく思っております。

もう一つの、若年がん患者日常生活支援事業について、これは説明書を見ますと、令和7年2月からの事業開始で、実質6年度は2か月の運用ですので、当然、申請はあったものの助成がゼロだったと説明に書いております。

1問だけ、質疑させていただきたいのですけれども、若年がん患者日常生活支援事業、今後、補正具の助成と同様、より多くの患者や家族に活用していただくため、市はどのように制度周知や利用促進に取り組むお考えなのかお伺いいたします。

◎健康増進課長（太田 泰輔） 若年がん患者日常生活支援事業の今後でございますけれども、周知等々でございますが、まず前提として、終末期、最後は御自宅でということであれば、私もそれに向かってまず制度は整えておりますけれども、制度があった上で、御家族の御負担というのかなり大きいものがありますので、使ってくれ、使ってくれと積極的にPRしていくという

ころも、なかなか難しいところも実際はございます。

それであっても、もしも最期は御自宅で安らかに終わりたいという方がいらっしゃれば、ぜひこの制度はそういう人たちのためにつくってありますので、そういう希望があったときには、ぜひ使っていただけるように、各種関係機関、病院等々にも働きかけて、周知は努めてまいりたいと思っております。

◎15番(石山 敬委員) 事業を始めたばかりなのであれですけども、実際に市民の方から分からなかったという声も伺っていましたので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

先ほどの医療用ウィッグ等の補正具の部分ですけども、私もこの物価上昇の中で、実際の購入額の部分、購入費用と助成の差が拡大していると思っておりますので、実費に即した助成の充実ということで要望させていただきます。

先ほど申し上げた制度周知の徹底と関係機関との連携強化、若年がん患者を支える家族への配慮、これらを進めることで、患者と御家族が安心して療養生活を送れるよう、一層の取組をお願いいたします。

続きまして、4款2項2目、決算書100ページ、ごみ減量等市民運動推進事業について。

令和6年度の啓発活動や市民団体との協働事業によって、資源ごみの分別徹底やリサイクル率はどの程度向上しているのか、また、課題としてどのような点が上がっているのかお伺いします。

◎環境課長補佐(鼻和 孝夫) ごみの分別徹底とリサイクル率の状況ということでございますけれども、令和6年度におけますごみ収集の詳細な数字というのが令和8年度に判明しますので、最新の令和5年度の実績で申し上げますと、リサイクル率が令和5年度は8.8%で、令和元年度が9.8%でしたので、1ポイント悪化しております。

一方、このリサイクル率の算出に当たりまして、スーパーの店頭などで資源ごみを回収したりしています。そちらをいわゆる民間回収と呼んでいますけれども、そちらの分を合わせた実質的なリサイクル率を算出しますと、令和5年度が30.9%です。令和元年度が29.9%ということでしたので、1ポイント改善、向上しているということがございます。

◎15番(石山 敬委員) 分かりました。

続いて、食品ロス削減の取組についてお伺いします。

市として進めている3010運動や、飲食店、スーパーとの連携による食品ロス削減の実績はどのような状況なのか、市への浸透度をどう評価しているのかお伺いします。

◎環境課長補佐(鼻和 孝夫) 食品ロスの対策と、どの程度浸透しているかというお尋ねにつきましては、まず、宴会時の食べ残しを減らすための3010運動をやっておりますけれども、こちらは、忘・新年会の時期を対象に、ポスターなどの掲示物をお店に、それに合うようにして配付しております。令和6年度は33店舗に配付しております。また、食品小売店、スーパーなどでの賞味期限や消費期限が切れたことによる食品の廃棄を抑制するために、商品を手前から取りましょと啓発するてまえどりににつきましては、26店舗に御協力いただきました。

◎15番(石山 敬委員) 説明書を見ますと、食品ロス削減マッチングサービス、ひろさきタベスケというものがございます。この実績はどのような状況で、どの程度食品ロスが削減できたのか、また今後の方向性について、最後にお伺いします。

◎環境課長補佐(鼻和 孝夫) 食品ロス削減マッチングサービス、ひろさきタベスケについてでございますけれども、本事業は昨年8月から

サービス提供を開始しておりまして、登録店舗が期限切れ間近となった商品をシステムに登録します。割安で登録するのですけれども、それを、ユーザー登録した市民がスマートフォンなどでその情報を見て、安く出されているものを買いたいというマッチングをするようなサービスでございます。

そちらの実績につきましては、3月末時点の実績ですけれども、登録店舗数は18店舗、ユーザー登録者数が2,231人となっております。また、取引の実績ですけれども、532品が出品されまして、おおむね8割から9割程度で取引が成立しているということでございます。取引総額は約31万円ということで、食品ロスの削減量が約240キログラムとなっております。

本事業は事業系ごみの削減につながる取組でございます。こちらを広めていきたいと考えております。スマートフォンでの利用を想定したシステムになっており、SNSとの親和性が高いと捉えておりますので、インスタグラムを活用して、いいねとかフォロワーが増えるような投稿を市で増やして、一層の普及を図ってまいりたいと考えております。

◎3番(志村 洋子委員) 私からは、4款1項2目、決算書89ページ、説明書102ページ、予防接種事業についてお伺いいたします。

子供が対象となる予防接種は、健やかな成長のためにも重要であると考えます。種類は様々、タイミングもばらばらで、周知に難儀しそうですが、どのように勧奨しているのかお聞かせください。

◎健康増進課長(太田 泰輔) 周知という点でございますけれども、まず市全体に広く予防接種を周知・情報提供するという点では、年間を通じて市のホームページ、広報ひろさきを活用して周知・情報提供を行っているところでございます。

また、市民に対して、伝えたい対象をピンポイントで直接周知・勧奨するという点については、まず、こども家庭センターのほうで出生時に保護者に送付する乳幼児健診の書類があるのですけれども、そちらに同封の形で、一通りの予防接種の予診票がつづりになっている冊子とスケジュールなどが記載されたお知らせを送付しております。同様に各乳幼児健診の御案内のほうにも、対象年齢に応じた予防接種のお知らせを同封して送付してございます。

また、各予防接種について、対象年齢になる年度の初めに個別に御案内を送付しているほか、各予防接種の対象者のうち、接種最終年齢になる未接種者に対しては、接種勧奨の御案内を個別に送付してございます。また、スマホアプリの活用として、母子手帳アプリの母子モでも接種勧奨を行っているところでございます。

◎3番(志村 洋子委員) ワクチン接種の必要性と重要性を保護者に正しく理解してもらい、誤った情報などによる不安や疑問を解消することで、接種率が上がる可能性も考えられるため、今後も積極的な受診勧奨をお願いいたします。

次に、子宮頸がんワクチンについてであります。

積極的勧奨が再開され、キャッチアップ接種もひとまず区切りがついたところだと思っておりますが、弘前市における過去3か年の接種率の推移についてお聞かせください。

◎健康増進課長(太田 泰輔) 過去3か年の接種率というところでございますけれども、小学校6年から高校1年相当を対象とした定期予防接種は、令和4年度10.7%、令和5年度13.2%、令和6年度22.9%となっております。

キャッチアップ接種の接種率につきましては、令和4年度8.7%、令和5年度9.1%、令和6年度31.5%となっております。

◎3番(志村 洋子委員) キャッチアップの接種率は令和6年度が31.5%と群を抜いて高く、子宮頸がんの予防に大きくつながったと言えます。

この接種勧奨の方法については、自治体によって結構ばらつきがあると伺っておりますが、当市においてはどのように実施してきたのかお聞かせください。

◎健康増進課長(太田 泰輔) 接種勧奨の方法というところがございますけれども、まず、4月に対象者全員へ予診票を添えて、接種の御案内を個別送付しております。このほか、10月には、転入者等へも個別送付による勧奨を実施してございました。このほか、令和6年度につきましては、7月と令和7年2月にも個別郵送による勧奨を実施してございます。また、7月開催の市民の健康まつりで、県と連携した形で広報活動をさせていただきました。また、二十歳の祭典や大学の学祭でも、チラシやリーフレット配布などの広報活動をしてまいりました。また、市内各大学や商工会議所へ周知の協力依頼を行ったほか、SNS、広報誌等への記事掲載ということで、12回やって周知を図ってまいりました。

◎3番(志村 洋子委員) 県内の他自治体ではほとんど実施されなかった個別案内が弘前市では送付されて、市民にしっかり寄り添っており、高く評価できると思います。

子宮頸がんの予防となるワクチンの重要性和安全性が対象者により分かりやすく届くよう、多角的な広報活動を今後もお願いいたします。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについてであります。

肺炎は日本の死亡原因第5位。成人が罹患する肺炎の二、三割は肺炎球菌という細菌により引き起こされ、重症化リスクもあるため、肺炎球菌ワクチンの接種は、予防する上で重要性が高いと認識しております。

昨年度から国の経過措置が終了となり、対象者の基準が変わりましたが、市民に対してワクチンの重要性など、どのように周知しているか、情報発信の方法をお聞かせください。

◎健康増進課長(太田 泰輔) 周知という点でございますけれども、当該予防接種は、接種時点で65歳の方が対象となることから、誕生月の翌月に対象者に対して予診票と接種のお知らせを個別送付してございます。このほか、広報ひろさき、市のホームページ、毎戸に配付する健康と福祉ごよみへ記事を掲載し、周知を行っているところでございます。

◎3番(志村 洋子委員) 次に移ります。

4款1項6目、決算書94ページ、説明書108ページ、産後ケア事業です。

まず、申請件数が86件に対して、利用者が36人と半分以下にとどまっている理由をお聞かせください。

◎こども家庭課子育て包括支援係長(小枝 信也) 産後ケアの利用申請件数に対して、利用人数が少ない理由についてお答えいたします。

理由といたしましては、出産前に利用申請している方や、年度末に利用申請を行った方が一定数含まれていることが挙げられます。これらの方の実際の利用は、令和7年度になることから、申請件数と利用件数に差が出ることとなります。

また、申請者に対して実施したアンケートによりますと、「申請時に産後に不安があり申請したものの、利用前に不安が解消した」という理由であったり、「実際のケアの様子が分からないため不安である」や、「ほかの家族の世話などによりケアを利用する時間が取れない」などの理由で、利用につながらなかったケースもございました。

◎3番(志村 洋子委員) 令和6年度の事業の課題に対して、令和7年度はどのような対応を行ったのか、また、実際に利用者からの声と、申

請したものの利用しなかった方からの声が届いていればお聞かせください。

◎**こども家庭課子育て包括支援係長（小枝 信也）** 令和6年度の事業を実施しての課題とその対応についてであります。まず課題につきましては、利用要件と申請から承認までの所要時間が課題となっております。

令和6年度において、ケアの利用要件を弘前市に住所を有する出産日から1年未満の母親と乳児で、家族等から家事や育児等の協力を得られない者かつ産後に心身の不調または育児不安等がある方としておりました。中には、この文言を見て自分は利用する対象ではないと申請をちゅうちょした方もいらっしゃったようでした。

また、申請から承認までの所要時間につきましては、令和6年度までは自己負担額判定のため、申請者全件の市民税の課税状況を確認する方式を取っており、申請から承認まで1週間程度時間を要しておりました。これらの課題に対して、令和7年度は、利用要件から、家族等から家事や育児等の十分な協力を得られない者という要件を削除したほか、申請から承認までの所要時間につきましては、自己負担額の免除を希望する方のみ市民税課税の状況を確認する方式に変更しており、申請からおおむね三、四日程度で承認できております。

また、利用者の声といたしましては、「徐々に長く昼寝ができた」「授乳に不安がありましたが、産後ケアで授乳指導をしてもらえたおかげで、産後に悩まずストレスもなく過ごすことができました」といった感想を頂いており、利用しなかった方の声といたしましては、「各施設の特徴や大体の利用料が分かるといい」「本当は利用したかったのですが、なかなか時間が取れず利用ができませんでした」といった御意見を頂いております。

市といたしましては、利用者がケアの内容をよ

りイメージしやすいよう周知方法を改善するほか、ケアを受ける時間が取りにくい方も比較的利用しやすい訪問型のケアの周知を努めてまいりたいと考えております。

◎**3番（志村 洋子委員）** 産後鬱や孤立のリスクが高い家庭に対し、積極的に声かけを実施して、双子や三つ子など多胎児を育てる家庭へのサポート強化もお願いいたします。

次に移ります。

4款1項6目、決算書94ページ、説明書109ページ、1歳6か月児健康診査について、この事業の内容を簡潔にお聞かせください。

◎**こども家庭課参事（村田 善彦）** 市では、1歳6か月児健康診査を個別健診と集団健診の2段階方式で実施しております。

初めに、市が委託した指定医療機関にて個別健診を受診していただき、小児科診察、身体測定を行います。

個別健診を受診した後、集団健診を受診していただきます。集団健診は、弘前市保健センターにて月2回実施しており、歯科健診、発達相談、保健指導、栄養指導、予防接種の指導を実施しております。

◎**3番（志村 洋子委員）** 個別健診と集団健診の2段階方式で実施していることが分かりました。

それでは、過去3年間の受診率をお聞かせください。

◎**こども家庭課参事（村田 善彦）** 過去3年間の受診率についてですが、令和4年度は91.3%、令和5年度は103.9%、令和6年度は93.8%となっており、受診者数は個別健診と集団健診の両方を受診したお子様を計上してございます。

受診可能期間を1歳6か月から1歳11か月までとしていることから、感染症の流行など体調不良にて対象月に受診できなかった場合、年度をまた

いで受診する場合もあるため、令和5年度につきましては、100%を超えた受診率となっております。

◎3番(志村 洋子委員) 年度によって受診率にばらつきがあるようです。受診しない理由として、虐待やネグレクトなどの可能性も否定できないと考えられますが、市で把握している受診しない理由と、未受診者、いわゆる受診しない方への対応はどのようにしているかお聞かせください。

◎こども家庭課参事(村田 善彦) 受診しない理由につきましては、お子様の体調不良や保護者の仕事の都合、転出等のほか、既に医療機関にて経過観察中で個別健診のみ受診し、集団健診を希望されない保護者もいらっしゃいます。

未受診者への対応につきましては、翌月の健診受診につながるよう、健診終了後1週間ほどで受診勧奨のはがきを送付し、その中で未受診の理由につきましても確認させていただいております。

また、その後も未受診の理由が分からずに受診されていない場合は、保健師が電話や訪問によって、受診できなかった理由や対象児の近況を伺い、必要に応じて再度受診していただけるよう勧奨して受診につなげております。

◎3番(志村 洋子委員) 様々な課題を抱え、専門的な支援を必要としている御家庭が潜んでいる可能性もありますので、赤ちゃんの姿を直接確認するなど、母子ともに安全を確認する意味も含めて、きめ細やかなサポートをお願いいたします。

次に移ります。

4款1項6目、決算書94ページ、説明書110ページ、5歳児発達健診事業業務委託料についてであります。先ほど三浦委員からもありましたが、重複しないことを聞いてまいります。

令和5年第3回定例会予算決算常任委員会の際にもお伺いいたしましたが、令和4年度からの受

診率がどのように推移しているかお聞かせください。

◎こども家庭課参事(村田 善彦) 過去3年間の受診率につきましては、1次健診は、令和4年度は90.8%、令和5年度は92.8%、令和6年度は88.9%となっております。また、2次健診は、令和4年度は75.6%、令和5年度は73.1%、令和6年度は73.3%となっております。

◎3番(志村 洋子委員) 受診率が低下傾向にあります。この理由を分析し、対策を行っているかお聞かせください。

◎こども家庭課参事(村田 善彦) 5歳児発達健診自体が法定外健診であることもありまして、3歳児健診後、お子様が医療機関を受診していたり、既に診断が確定している場合や療育機関を利用しているお子様の保護者におきましては、本健診を受診する必要がないと判断し、受診に至っていないことが考えられます。このほか、保護者が家庭での生活上の困り感がなく、健診を受診する必要性を感じないことにより、受診に至らない場合もあると思われれます。

受診率が減少していることへの対策といたしましては、3歳児健診の際に保護者に対し、次の健診の機会が5歳児発達健診であることを伝えております。また、1次健診におきましては、締切り前にアンケートの未提出者に対して、郵送により再勧奨を行っているほか、必要に応じて電話による受診勧奨を行っております。2次健診におきましては、案内発送後、アンケートの結果、困り感が多い方などに電話による受診勧奨を行っております。

◎3番(志村 洋子委員) 法定外健診である5歳児健診を市独自で行っていること自体高く評価できます。

しかし、これまで行ってきた対策では、さらに受診率が低下する可能性が危惧されますので、改

善すべき課題と対策をお聞かせください。

◎**こども家庭課参事（村田 善彦）** 今後の課題といたしましては、現在、こども家庭庁では、5歳児健診の全国展開を目指しておりまして、5歳児健診の標準化、体制整備が必要とのことで準備が進められてございます。

市といたしましても、現在の市独自の健診体制を、今後、国の方針に沿った健診体制の整備に向けて検討が必要であると考えております。そのため、今後の国の動向を注視しながら、お子様の特性を早期に発見し、適切な支援につなげるよう、医療、保健、福祉、教育分野等の関係機関と相談しながら、健診体制の整備に向けて検討を進めてまいります。

◎**3番（志村 洋子委員）** 5歳児健診が健やかな成長に不可欠であることは言うまでもありません。しかし、健診の必要性や重要性が保護者に伝わっていない可能性は十分に考えられます。子供の成長について、保護者が専門家と一緒に考える機会となりますよう、保護者の意識向上と孤立防止につながるようサポートの継続をお願いいたします。

次に移ります。

4款1項7目、決算書95ページ、説明書115ページ、がん検診受診率向上強化対策事業についてであります。

がん検診受診率は、第3次健康増進計画における目標値に対して達成度はどのようになっているか、また、全国平均、県平均と比較するとどういった状況になっているかお聞かせください。

◎**健康増進課長（太田 泰輔）** がん検診受診率の第3次健康増進計画の目標値に対する達成度というところでございますけれども、令和6年度における各がん検診の達成状況につきましては、胃がん検診は目標値19.0%に対し、達成率79.5%、大腸がん検診につきましては目標値18.8%に対し

まして、達成率52.1%、肺がん検診は目標値8.2%に対し、達成率53.7%、子宮がん検診は目標値28.9%に対しまして、達成率87.2%、乳がん検診は目標値26.5%に対し、達成率81.5%となっております。

全国平均、県平均と比較できる令和5年度の実績においてですけれども、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診は、全国、県平均を超えておる状況でございます。大腸がん検診につきましては、全国平均よりは高いのですけれども、県平均よりは低いという状況でございます。また、肺がん検診につきましては、全国、県平均よりも低い状況となっております。

◎**3番（志村 洋子委員）** 受診勧奨の啓発活動を強化して、チラシの個別通知も実施されておりますが、乳がん、子宮がん以外は受診率がまだ伸び悩んでいる、あるいは低下していることについて、どのように分析しているかお聞かせください。

◎**健康増進課長（太田 泰輔）** どのように分析しているかということでございますけれども、各がん検診の受診率の算定対象となる年代のがん検診につきましては、多くが地域ではなくて職域で実施されていますが、職域のがん検診につきましては、保険者や事業主が福利厚生の一環として任意で実施されており、実施割合や検診の種類、対象者数、受診者数などを継続的に把握する仕組みがないことから、市町村は住民のがん検診の受診状況を十分に把握できず、動向分析も難しくなっているという現状でございます。

これに対しまして、国では、がん検診受診率をより正確にかつ精緻に個人単位で把握することができるよう検討することを国の取組としておりまして、これの実現によりターゲットを明確にした受診勧奨などが可能になることから、取組の進捗に期待しているところでございます。

◎3番(志村 洋子委員) 働き盛りの40代、50代のがん検診受診率が低いのは、全国的な課題となっておりますが、企業や事業所との連携をどのように進めているかお聞かせください。

◎健康増進課長(太田 泰輔) 企業や事業所との連携というところがございますけれども、現在の取組といたしましては、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽと連携しております、被扶養者へがん検診等の受診勧奨チラシを個別に送付してございます。

また、健康都市弘前推進企業認定基準の中に、がん検診費用の助成や検診受診のための休暇付与などの職場環境整備を設定しているところでございます。

今後は商工会議所等と連携し、市内企業を通じた受診環境ができないかなど、さらに検討をしてまいりたいと考えております。

◎3番(志村 洋子委員) 受診率を向上させるためには、心理的にも物理的にもハードルを下げるのが重要であると考えます。

私も先日、がん検診の予約をしようと医療機関へ問い合わせたところ、半年先まで埋まっているとの回答でありました。全ての医療機関でこういう状況ではないにしても、受診するハードルが高くなる要因の一つになると考えられます。医師会や病院とも連携し、受診しやすい環境づくりについても積極的な取組をお願いいたします。

◎副委員長(坂本 崇委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(坂本 崇委員) 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎26番(工藤 光志委員) 4款1項5目、負

担金、補助及び交付金ですが、先ほどの質疑にもあった医療センターに40年間、2億5000万円を交付金として出していくと。

その中で、市立病院との統合に関わって、市立病院の医師、その他の医療関係のスタッフとの給与の差とか退職金の差額とか、その負担金を市のほうで負担しているわけですので、今までの各年度から令和6年度まで、総額でどのくらい出しているのか、それを年度ごとに分けてお知らせください。

◎地域医療課長補佐(齋藤 貴志) まず、処遇維持に係る差額分について、今まで払った金額をお答えいたします。

負担額につきましては、令和4年度が736万2324円、令和5年度と令和6年度がどちらも735万8000円となっております。

これまでに負担した退職手当の負担額につきましては、令和4年度から令和6年度退職者分までということで、令和6年度までの決算額といたしましては、19名分で合計9804万1949円となっております。

◎26番(工藤 光志委員) いわゆる市立病院から移行した職員の給料の差額、それから退職金。市立病院から移行した職員は年々少なくなっていくと思うのですが、何年度までこの差額の負担をしなければならないのかということがまず一つと。

最近よく聞くのですが、まだ今でも市民の人たちは国立病院というのですが、国立病院の看護師の態度の悪さをよく言われるのですよ。笑っていただけますけれども、分かっているのですよね。特に市立病院から移行していった看護師の方と以前から国立病院にいる看護師と、やや派閥的なものがあって、それぞれ責任のなすり合いをして、態度が悪いということを聞いていますが、その辺のところ、御存じでしょうか。以上、二つ。

◎地域医療課長補佐（齋藤 貴志） まず、処遇維持の負担金をいつまで払うのかというふうなことでございます。

概要から申し上げますと、処遇維持の負担金につきましては、市立病院の職員が国立病院機構へ移行するに当たり、国立病院機構の規定による身分移行時の基本給が、前職の実績等が反映されない中途採用方式であったため、移行職員の基本給の大幅な減額が想定されたことから、市と機構の間で協議を行い、役付の職員については、市立病院の昇格時期などを反映した人事交流方式としたほか、職務の級を市立病院の職務の級に相当する級に設定するなど、あとは全職員について育児休業期間を100%換算するなど、この取扱いにより生じる各種手当や社会保険料等を含めた給与費全体の差額について、市が負担することとしたものでございます。

なお、本負担金につきましては、令和3年8月20日に国立病院機構と市において、弘前市立病院の医療職員の採用、給与等の処遇等の特例的な取扱いに関する覚書を締結し、令和4年度から令和13年度までの10年間、負担することとしたものでございます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 私のほうから補足も含めて、今の処遇改善につきましては、協定を結んだときに覚書で取決めしたものですけれども、令和4年度からずっと勤めていくわけですので、一括して払う必要はないということで、10年間に分割して払うことにしたものであります。

それから、退職金に関しては、職員が退職するまで、移行した職員に不利益のないような退職金が支払われるように協定を結んでいただきましたので、最後、退職されるまでということで、差額を負担していくものでございます。

それからもう一つ、苦情が様々耳に入っているという件ですが、私もいろいろお話は聞いており

ますが、確かな情報として受けていいものかどうかというのもあります。確かに看護師がなじめないとか、そういう話も一部聞きますが、それは私たちの職場でもそうですけれども、新しい職場に行ったときにそこに入れるかどうかというのは、国立病院に特化した話ではないと把握しております。ただ、現場でどうだというのは正確な情報としてつかんでいないものですから、そこについては、今の弘前総合医療センター側に情報提供はして共有しているところでございます

◎26番（工藤 光志委員） 最後に意見なのですが、弘前総合医療センターに行っている患者は市民ですので、市民の方が市立病院と国立病院と統合してよかったと、看護師も親切になったし、対応もすごくいいというふうな話を聞くのなら、これはよかったなと思うのですが、行く方々、10人行けば8人くらいまで、まず態度がよくないと、呼んでも返事もしてくれないというふうな苦情が多いのですよ。

ですから、お金を出すのであれば、確かに市立病院出身の職員ではないにしても、市立病院出身職員の処遇改善のために、市の税金を国立病院に出しているわけですので、評判の悪くならないように、お金を出して、その代わりに口も出すという形で、そういう悪いうわさが一つでも聞こえたら、弘前総合医療センターに届けて、市民が安心して医療にかかってほしいと思いますので、その辺りを意見として申し上げて終わります。

◎7番（竹内 博之委員） 私も、今、質疑を聞いていて、説明書106ページの、弘前総合医療センターの部分で幾つか聞きたいのですけれども。

先ほど木村委員も、お金も出しているし強く関与してほしいと、行政としても主体性を持って関与してほしいと。工藤光志委員も、今、意見として述べたとおり、国立病院に働きかけをしてほしいという話があったのですけれども、これは具体

的に、行政としてどのタイミングで国立病院ではなくて弘前総合医療センターに情報を提供するであつたり、意見を言う場というものは、令和6年度の決算ですので、実際に去年、いつ、どこで、どういうタイミングで、どういう意見を申したのか、その点についてお伺いします。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 具体的に、去年のそういった苦情とかに係る意見については、市に直接苦情等が来た場合には、その内容について弘前総合医療センターには伝えて、対応について検討していただきたいというふうな旨を、その間合せがあつた時点で申し伝えております。

◎7番（竹内 博之委員） 誰に伝えているのか。これは結構重要なお話なのかなと思つていて、当然市民の税金を使っているし、医療現場で従事していただいている方がいるのですけれども、いろいろな市民の声があると。先ほど部長も、本当の情報というところも含めて、慎重になっているのは十分に分かるのですけれども、丸投げしている状態ではなくて、誰に対して市としての公式な意見をお伝えして、病院としても、その市としての公式な意見に対して、どう改善策を図るのかというのが明らかになって、初めてよりよいもの、運営、経営というものにつながっていくと思うので、今の答弁だと、相手も見えないし、それが本当に実効性のあるものなのかという部分が非常に不透明なので、もう1回聞いてもいいですか。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） まずは、経営に口を出してもいいのではないかというお話のところからでよろしいでしょうか。

年に2回ほど運営委員会を設けていただけています。そこには協定を結んだ青森県、それから当市と弘前総合医療センター——国立病院機構、それからあと弘前大学に入ってもらいながら、今後の運営ですとか、運営の状況をお示しいた

で、さらに要望もしているところでございます。

具体的なものとしましては、日にちにつきましては、直近は7月2日なのですが、例年2回ですので、もう1回はたしか3月だったと思います。予算と決算のタイミングということなのですが、実際は先ほどお話がありました救急医療の関係で、もっと充実させるために増員をお願いしたいということが非常に大きい話で、皆さんで共有していたところでもあります。

日々の苦情、日々そんなにあるわけではないのですけれども、地域医療課にも寄せられる苦情がありましたら、即座にこれは事務方の医療センターの課長級の方にお知らせいただいて、医局に、医師に伝えていただくと。私も随時、事務部長と連絡を取れるような状況になっておりましたので、何かあれば情報提供をしております。

◎副委員長（坂本 崇委員） ほかに、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、先ほど志村委員からありましたけれども、4款1項7目、説明書の115ページ、決算書の95ページです。重複しないように質疑したいと思います。

まず確認ですが、がん検診受診率が令和5年度から令和6年度に対して、説明書に書いてあります。これで間違いのないのですよね。強化対策事業をやった結果がこうであるということで間違いのないかどうかということも1点、よろしいでしょうか。

それから、がんの検診受診率の向上については、ナッジという考え方に基づく推奨策というか、検診率を上げるための方法があるのですが、そのことを御承知かどうかの2点をお伺いしたいと思います。

◎健康増進課成人保健・がん対策係長（尾崎 弘子） 1点目のがん検診受診率については、この数字で間違いございません。

2点目、ナッジ理論の技法を用いチラシを作成して、皆さんに周知しているところです。

◎14番（畑山 聡委員） ナッジ理論を使ってこの数字だと。では、ナッジという理論はあまり大したことなかったという結論になるのだろうかと思います。

ナッジというあまり聞き慣れない言葉ですが、行動経済学者が考え出した考え方で、この方はノーベル経済学賞まで受賞した方ですが、そのナッジはどういうことなのかというと、人の選択の自由は奪わないと、さりげなくその行動を後押しするという物の考え方だそうです。

代表例を言うと、男子のトイレ、おしっここのほうだとすると、変に汚さないように、例えばトイレの中にハエの絵を描いておくとか、虫の絵を描いておくとか、男性は無意識のうちにそれを目掛けておしっこをするということで、別に強制も何もしていないのだけれども、無意識のうちにそういう行動を取ってしまう。これがナッジの考え方ですね。それからもう一つ代表例を挙げると、市役所の階段に、健康のために階段を上りましょうとか、ああいうふうな推奨の仕方ではなくて、例えばこの階段を登ると何カロリー消費しますと書いておくと、より具体的に分かりやすいので、何となく階段を上ってしまうと。そういうふうにして強制はしていないのだけれども、行動を促す理論なのだそうです。

そして、もう御存じだということなので、それを使っていたらいいだけの話なのですが、それでも、全部御存じなのですよね。公表されていますので、これは。ナッジを使ったがん検診を推奨する方法、御存じなのですよね。ただ、議員の方たちは、知らない方もいらっしゃると思うの

で、若干説明すると……説明はいいか、ぜひやってください。もったいないですから。私はおかげさまで、毎年がん検診を受診しておりますけれども、以上で終わります。

◎副委員長（坂本 崇委員） ほかに、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎25番（佐藤 哲委員） 4款1項3目18節負担金、補助及び交付金のところです。決算書の91ページです。まず、弘前市町会連合会環境衛生推進活動費補助金のところでありましてけれども。

交付の内訳として、ごみの減量化の堆肥製造容器購入の実績が5台しかなかったという結果に、無理して最初から補助金をつける必要があったのかという気もするわけですが、これに対する見解をお聞きしたいと思います。

◎環境課環境保全係長（古川 真樹） 堆肥製造容器購入補助の実績についてですけれども、令和元年には43台あったものが、令和2年は35台、令和3年は9台、令和4年に20台ということで、減少傾向にはあるかと思います。この7台、5台と少なくなっているという実績を踏まえて予算とか、そういったもの見直しは必要と考えております。

◎25番（佐藤 哲委員） それに比べて、町会を通じてのアメリカシロヒトリの薬剤費の補助金が多くなっているわけですが、私もまだ頼まれたりして、補助金なしで何とかしてくれということで、やりをいったりもしていますけれども。このアメリカシロヒトリの薬剤というのは一体何を使ってやっているのか。それから、本数は

どれくらい出ているものなのか。それと、例年同じくらい、本数というのは限定して出しているものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それと聞きたいのは、農薬というのは非常に危ないものなのです。私は前にも同じような質疑をこの席でやったことがあります、かつてJGAPを10年ぐらいずっと続けてやっていたということもあります、農薬の保管というのは物すごく厳しいものがあります。ですから、この残った農薬を扱っているときに、果たしてそこだけで使われているものなのかということは把握しているのですか。

◎環境課環境保全係長（古川 真樹） 今の御質疑についてですが、まず薬剤につきましては、一般的なものとしてスミチオンとかオルトランとか、そういったアメリカシロヒトリのようなガ類を対象とした、特異的な選択性のある薬剤のものを補助対象としております。本数については、本数までは把握していないのですけれども、令和6年度では69町会でこの補助金を活用していただいております。

あと、補助金の実績の変動についてですが、昨年度、新聞でも載っていたように、去年は岩木川を中心に、年に2回発生するのですが、2期に大発生したというのもありまして、当初の予算では対応し切れなくて、ちょっと増額したという経緯もありまして、令和6年度の決算では増えたものとなっております。

◎25番（佐藤 哲委員） 今、説明を聞きまして、ふと思ったのですけれども、農薬の現物を与えるのではなくて、農薬を買うといたらお金で渡すのですか。どういう状態でこの補助金というのを渡しているのですか。

◎環境課環境保全係長（古川 真樹） 補助金の受け取り方なのですけれども、各町会で、町会連合会に買ったものが分かるような書類を提出し

て、要は、買ってしまった後に受け取るような形になっています。

◎25番（佐藤 哲委員） 大変危惧するところは、先ほど申し上げましたけれども、農薬が残ったりした場合なわけですよ。この農薬の扱いを最後まできちんとやらないと、事故があったとき大変なことが起きるわけです。ですから、この扱いをどうしているのかというのを聞きたいと思っていました。

◎環境課長（葛西 正樹） こちらの農薬の保管は非常に危ないものなので大変懸念されるという、今の御提言でございましたけれども、状況としては、私どもでは現状を把握していない状況でございましたので、これから、町会連合会と連携して、その実態の把握に努めて、シーズンで使う時期は限られているものですので、それが危険な状況だということであれば、どういう対策をしていくかということを協議してまいりたいと考えております。

◎25番（佐藤 哲委員） 我が身のことを言いますけれども、農薬は買ったら、その残った本数を必ず記帳するわけです。その後、鍵のかかるロッカーに必ず入れる。しかも、下のほうに液体のものを置いて、粉のものは上のほうの棚に入れるという扱いをするわけです。必ず在庫は把握しておく。実に大事なことでありますので、この辺の扱いについては、農薬だ、スミチオンだ、これは人間が飲んだら大変なことになりますし、間違っって手についたものを、そのまま何かをやるということもあるわけですよ。ですから、このリスクというのは果てしないものがありますから、きちんとやっていただきたいと感じております。

それと、私は何十年も、まだ議員をやっているわけですけれども、よく理解できないものの一つに、衛生費の中に水道事業会計の繰出金というのがございます。これは上下水道部の対応なので

すけれども、決算書の91ページ、同じく4款1項3目18節と23節であります。

水道は衛生費の中に入ってもおかしくはないと、この辺までは理解できるのです。きれいな水で洗って、災害でもいろいろなときにかかるから、その一部は衛生費で負担してくれと。これは分かるのだけれども、水道事業の会計補助金の中で、企業債の利息というものが入ってきますよね。さて、こうなると分からない。

もっと分からないのは、児童手当に要する経費というのまで入ってくる。こうなると全くよく理解ができないという感じなのです。この二つは私は本当に理解できなくて、水道事業会計出資金というのが2億3000万円ほど入っていますけれども、この辺はそうだろうかと、確かに理解しようと思えばできるなと思うのですけれども、児童手当に要する経費とか企業債の利息まで払えとなると、よく分からなくなっているのですけれども、このこじつけはどういう理由から出てくるわけですか。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） ただいま、4款から水道事業会計への繰出金の中身、特に補助金についてということでございました。

まず、建設改良に係る企業債に関して、なぜ4款からということでございますけれども、これに関しては総務省から繰出基準というのが示されておりまして、その中から一般会計からの繰出金で返済をするというところがございます。中でも、統合前の簡易水道の建設改良に係る企業債利子に相当する分ということがございます。簡易水道に関しては、本来の上水道事業とは別に一般会計からの補助というか、資金の出資ということが前から認められておりまして、当水道事業におきましては、平成28年度から簡易水道についても上水道事業の中に含まれておりますので、過去の起債について一般会計のほうから繰出しが認められてい

るものでございます。

さらに、児童手当の給付に関する経費の一部として、これも総務省の繰出基準の中で認められているものでございまして、通常の企業などにお勤めの方などであれば、児童手当に関しては、市、行政から支給されているものでございますけれども、それと同じような形で、公営企業会計の職員に対しても、一般会計からの繰出しが認められているものでございます。

◎25番（佐藤 哲委員） 国で、それはここに入ってもいいよというから、これを入れているのだらうと。ここは理解はできるのだけれども、その理由づけが分からなかったものですから。

◎副委員長（坂本 崇委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、4款1項2目、決算書89ページ、予防接種事業の中で、日本脳炎について質疑させていただきたいと思えます。

日本脳炎は、感染して発症すると高熱とけいれん、麻痺になって、かなり死亡率も高く、麻痺などの重篤な後遺症も残るという大変恐ろしい感染症であります。日本では予防接種を開始してからかなり少なくなりましたが、まだ撲滅というところまでは至っていない感染症でございます。

決算説明書の102ページを見ますと、初回、1期追加、2期ということで、それぞれ接種率が出ております。これは定期接種でございますので、プッシュ型の御案内が来る接種なのですけれども、その他の定期接種の接種率に比べれば、極めて低い接種率になっていると。これに関しては、定期接種なのだけれども、平成の中頃に、当時使っていたワクチンが重篤な副反応で、一時定期

接種から外れていて、その時期に接種できなかった人たちに対して、特例で接種を今行っているということで、この対象者の年齢を見ても20歳未満ということで、その当時の打ち損ねてしまった人たちを母数に含めているということで、この低さになると思うのですけれども、確認も含めて、この接種率の低さについて説明を願います。

◎健康増進課長補佐（葛西 砂織） 日本脳炎の接種率が低いのではないかとということについてですが、まず、定期接種の対象者と特例の接種に関して合わせた接種率を掲載させていただいております。接種率の低さについては、どうしても対象年齢の幅が広く、また接種するタイミングも各年度ごとになりまして、記載した数字に関しては、令和6年度中の接種率になります。どうしても分散しますので、こういったちょっと低い数字での接種率というふうになると認識しております。

◎18番（野村 太郎委員） 分かりました。

いわゆる年度をまたいで、それこそ本当に1期の2回と1期追加が3歳、2期目が9歳ということで、広範囲にわたるし、特例接種というのもあるということで、大変年齢幅が広がっているということですね。

ここで確認したいのが、そういった特例接種というものを、先ほど言ったように打ち損ねてしまった人たちの特例接種を母数から引いた場合の接種率、いわゆる通常の定期接種としての接種率に直した場合は、どれぐらいの数字になるのかをお願いします。

◎健康増進課長補佐（葛西 砂織） 日本脳炎の定期接種の接種率についてお答えします。

まず、生後6か月以上7歳6か月未満を対象にした第1期の初回接種の対象者といたしましては7,455人で、うち接種者が1,818人、接種率が24.4%になります。そして、同じく第1期の追加接種の対象者につきましては4,948人で、うち接種者

が928人、接種率としましては18.8%となっております。そして、9歳以上13歳未満を対象にした第2期接種につきましては、対象者が3,233人に対しまして、うち接種者が1,088人、接種率が33.7%でございます。

◎18番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

定期接種に関してはそういった数字になる。多年度にわたるものですので、数字もそういった形になってくるということで、そういう点を考えれば、その他のいわゆる1回打つ接種と、実質の結果というのはあまり変わらないものであると理解したいと思います。その点は大変安心したところでございます。

1点気になりますのが、先ほど言った特例接種、それこそ平成の半ばに打ち損ねた人たちで、二十歳になるまで特例で接種ができるということでもあります。日本脳炎は、先ほど申し上げたとおり、大変重篤な感染症ですので、打ち損ねた人たちを何とか救済できないものかというのが大変重要で、全く抗体を持たないまま社会に出るのは大変残念なことでございますけれども、令和6年度において、この特例接種の対象者に対して、打てますよというお知らせというか、周知の仕方というのはこういった形で行われたのでしょうか。

◎健康増進課長補佐（葛西 砂織） 特例接種の方に対する周知ということについてでございます。

まず、委員おっしゃるとおり、二十歳の誕生日を迎えるまでに接種しなければ、定期接種として公費負担でできる接種ができなくなってしまいますので、令和6年度中においては、まず18歳を迎える方のうち、ワクチンを未接種の方、回数が足りない方は495人おられまして、その方に対して、4月の初旬頃に個別に案内文ですとか、接種

ができる医療機関の一覧表と予診票を合わせて送付いたしまして、皆さんに接種していただけるように勧奨しているところでございます。

◎18番（野村 太郎委員） 分かりました。18歳のときに案内をしている、プッシュ型でやっているということですね。

多分この数字は持っていらっしやらないと思うのですけれども、できればお願いしたいのが、これからの話は意見ということになります。

大変重大な感染症ですので、恐らく平成の中頃に打ち損ねた人たちはもう数年で全ての人たちが二十歳を超えてしまうということがございますので、その点は、一人でも多くの人に特例接種ができるのだということをしっかり案内というか、お願いするべきでありますし、これは質疑の中に入れてもよかったのですけれども、令和3年度において、実は日本脳炎ワクチンの供給不足というのが起こりました。メーカーの生産体制の不備で生産がしばらくできなくなって、ちょうど私も娘が3歳でそのときに出くわして、あらゆる医療機関に電話してようやく受けられたということがございました。恐らくそのときにも打ち忘れたということが起こっているのではないかというのは、あのときは1期の初回と1期の追加を優先して、9歳の第2期というのは後に回してもいいですよという形の運用だったと思います。そういう点で、そのときに打ち忘れてしまった、漏れてしまった人たちをしっかりと把握して、今後救済していくことが必要であると、令和6年度に対して意見を申し上げまして質疑を終わります。

◎副委員長（坂本 崇委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって、4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、5款労働費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長（岩崎 文彦） 5款労働費の決算について御説明いたします。

決算書の100ページから102ページの1項労働諸費は、商工部及び福祉部に係る経費であり、予算現額1億5235万6000円に対しまして、支出済額は1億2816万546円で、2419万5454円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

101ページの1目労政費18節負担金、補助及び交付金の544万6931円は、ひろさき人材定着推進事業費補助金などが申請見込みを下回ったことによるものであります。

2目勤労者福祉施設費14節工事請負費の1711万8960円は、旧勤労青少年ホーム解体工事費の契約差額によるものであります。

以上で、5款労働費についての説明を終わります。

◎副委員長（坂本 崇委員） 本款につきましては、4名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、5款1項1目、決算書101ページ、説明書124ページ、障がい者雇用奨励金についてであります。

まずは、市内の障がい者雇用の状況についてお聞かせください。

◎商工労政課長補佐（成田 真也） 市内の障がい者の雇用の状況ということでございますけれども、障がい者の雇用の状況につきましては、弘前公共職業安定所が公表しているものを参考にしてございます。こちらの公表しているエリアが弘前市ではなく弘前管内ということで、ほかの市町村も一部入っております、具体的に言いますと、

平川市の一部、大鰐町、藤崎町、板柳町、西目屋村も含めての数字ということで、申し訳ないですが、お答えさせていただきます。

こちらの最新の民間企業の状況ということでございますが、障がい者雇用が義務づけられている常用労働者40人以上の事業所は、管内で全部で199事業所がございまして、そのうち50.8%に当たる101事業所が、常用労働者に対して障がい者の雇用割合として定められている法定雇用率2.5%を達成しているという状況でございます。

また、障がい者雇用に該当する企業の管内の常用労働者数は2万7060.5人でありまして、そのうち障がい者の方は683人の雇用となっております。割合としては2.52%、これは全国平均の2.41%、県平均の2.49%を上回っている状況でございます。

◎3番(志村 洋子委員) 弘前管内で見ると県平均、全国平均を上回っているようですが、説明書にある奨励金の交付事業所数を見ると、件数が伸び悩んでいるように見受けられます。この要因についてどのように分析しているかお聞かせください。

◎商工労政課長補佐(成田 真也) 障がい者雇用奨励金の交付実績が少ない要因ということでございますけれども、まず、この奨励金につきましては、障がい者の方を雇用する企業に対しまして、国から特定求職者雇用開発助成金というものが下りまして、支給対象となりました市内在住の障がい者を、国の支給対象期間満了後も引き続き雇用する事業者に対して市が交付する、いわゆるリレー事業のような仕組みとなっております。

実績について申し上げますと、令和5年度は延べ12件の事業所で16名が対象となり交付しておりました。令和6年度は延べ6件の事業所で8名と減少しております。実績が少ない要因としては複数あるものと考えておりますけれども、まず、国

の助成金の支給実績が減少、横ばい傾向にあることから本奨励金の対象者も減少したこと、ほかにも、同一の方を雇用し続けて法定雇用率を達成しているため、新規の雇用にまで至っていないというケースもあると想定しております。

あとは、この奨励金につきましては、ホームページなどでの情報発信のほか、弘前公共職業安定所などの関連機関などと連携しながら、国の助成金を活用している企業に対して、直接チラシで制度の周知を図っているところでありますけれども、企業の認識までつながっていない可能性もあると考えております。

◎3番(志村 洋子委員) 市として、奨励金の支給だけでなく、障がい者雇用の促進について支援できる取組があるか、また、奨励金が一時的な雇用創出に終わることなく継続的な雇用につながっているか、また、定着率の調査などを実施しているかお聞かせください。

◎商工労政課長補佐(成田 真也) こちらの障がい者雇用の促進について支援できる取組ということでございますけれども、商工部としましては、障がい者の雇用に関する支援は、本支援金のほか、これまで障がい者の雇用に関する企業向けのセミナーを実施して、企業の理解を促進してまいりました。

あと、一時的な雇用創出にならないよう、継続的な雇用になっているかの調査などを行っているかという御質疑でございますけれども、市では本奨励金を活用している企業に対して、継続して雇用されているかということをおよそ毎年度末に聞き取り調査を行ってございます。最新の結果が、令和5年度に奨励金を申請して、同年度中に支給開始された事業所について、対象となった障がい者が9名いらっしゃるのでございますけれども、こちらの状況を令和7年2月末に聞き取り調査を行いました。9名の中、支給終了後も8名が引き続き雇用

継続となっております、残り1名については、職場になじめなかったという理由で退職になったということでした。

市としましては、奨励金につきましては、障がい者を雇用した事業所において、その後も雇用継続に向けた取組を下支えする仕組みとして、一定の効果はあったものと考えてございますけれども、障がい者の方の雇用に関しましては、市の福祉部や弘前市の公共職業安定所などの関連機関の取組としっかり連携しながら、継続的な就労や受け入れる事業所における環境づくりにつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎3番(志村 洋子委員) 最後に、意見要望だけ。

継続して雇用している企業の声だったり、働いている方の生の声など、成功事例を公開することで雇用数が増える可能性があり、障がいのある方が安心して働くことにつながると考えますので、今後も横のつながりを大事にして取組をお願いいたします。

◎15番(石山 敬委員) 私は、5款1項1目、決算書101ページ、ひろさき人材定着推進事業費補助金について質疑します。

本補助金は、福利厚生事業や奨学金返還支援、インターンシップなど、ホームページを見ますと幅広く補助対象としておりますが、これまでの申請件数、採択件数はどの程度か、また、企業の規模、中小とか、どういう傾向があるのか、どういった会社が活用しているのか、まずお伺いします。

◎商工労政課長補佐(成田 真也) ひろさき人材定着推進事業費補助金の活用状況、申請数、採択件数というところでございますけれども、こちらの補助金につきましては、人手不足の緩和、地元就職の促進及び生産年齢人口の増加を目的としまして補助を行っているものでございますけれども、

令和5年度からの実施となっております。

利用実績、申請件数、採択件数でございますけれども、令和5年度が12件、令和6年度が7件、2か年で19件の申請がございまして、いずれも交付決定につながっているところです。

あと、企業規模別ということでございますけれども、中小企業法に定める中小企業や小規模企業者、誘致企業が活用できることとしてございまして、実績としましては、中小企業者が11件、小規模企業者が7件、誘致企業が1件となっております。

業種ですけれども、建設業、サービス業、製造業、農業など多岐にわたっているところでございます。

◎15番(石山 敬委員) 採択率は100%ということで、しかも業種が多岐にわたるということでいいと思います。これは本当に、ホームページを見ると非常にいい事業でして、例えば福利厚生でいくとスポーツクラブ契約とか休憩スペースにエアコンを設置したりとか、あと社員旅行とか、特別休暇制度の導入など、職員が働きやすい環境づくりのために非常にいい事業だなと思っております。

ここで、あえて聞かせていただくのですけれども、この事業に特化して、この取組が実際に人材定着ですとか、採用促進にどの程度効果を上げているのかお伺いします。

◎商工労政課長補佐(成田 真也) こちらの補助金につきましては人材定着、採用促進の効果というところでございますけれども、この補助金は、補助対象として多岐にわたっているということでお話しいただきましたが、スポーツクラブの契約や休憩スペースの整備、社員旅行、特別休暇制度の導入とか、幅広い取組の経費を対象としているもので、いずれも従業員の健康の保持と職場におけるモチベーションの向上、職場環境の改善

ということにつながるものとして考えております。

効果ということでございますけれども、活用した事業者からは、活用後3年間にわたって、事業実施の効果報告書というものを提出いただいております。その中のコメントとして、「従業員のモチベーションが高まった」「職場内のコミュニケーションが活性化した」「離職率の減少が期待できる」といった声が寄せられており、おおむね企業からは好評であったということで捉えております。

このことから、市といたしましては、まだ2年ということでございますけれども、人材定着には一定の効果が期待できるのではないかと考えてございますので、引き続き事業者の声を丁寧に伺いながら、実績に即した支援が行えるよう努めてまいりたいと考えてございます。

◎15番（石山 敬委員） 私は個人的には二つの異業種間交流の団体に入っていて、多分この話をするとみんないいなと言うはずなのです。恐らく令和5年から開始しているので、まだ各会社の認識不足等もあるのですけれども、ぜひ私個人としては、この事業を使ってほしいと思っておりますが、今後のさらなる周知方法の工夫とか、あと、もう一つ、奨学金返還支援事業というのがあって、社員の奨学金の返還をサポートする、これはせっかくメニューにあるのに実績がゼロということで、これも非常に重要だなと思っておりますが、こういうものに対してどういうふうに周知をしていくのかお伺いします。

◎商工労政課長補佐（成田 真也） 今後、この制度について周知をどのようにということでございますけれども、現在、周知につきましては、ホームページ、広報誌、あと弘前商工会議所の会報誌にも掲載いただいて、あとチラシも各所に設置して周知に努めている状況でございます。今後

も事業者の目に留まりやすいような媒体を活用しながら、様々な機会を捉えて、情報が届くようには努力してまいりたいと考えてございます。

あと、奨学金と子育ての支援というところのお話でございますけれども、若年層に届く支援というところで、今現在この制度の内容で、奨学金支援制度を補助金対象として位置づけてございますし、事業者が福利厚生事業として従業員のために子育て支援ということに要する経費につきましても対象となっております。このような対象となっている事業も、取組をきちんと周知の部分で例示したりなど、より分かりやすいような形で運用に努めて、企業に理解をいただきたいと考えてございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 5款1項1目、決算書の101ページ、説明書の125ページ、地元就職マッチング支援事業についてお伺いいたします。

決算説明書で4事業が掲げられておりますが、それぞれの当初予算に対する決算での執行率についてお伺いいたします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 地元就職マッチング支援事業についてお答えいたします。

4事業ありますけれども、まず一つ目、当市へ移住し、県内企業に就職などをした方に対する支援制度として、東京圏U J I ターン就職等支援金、二つ目が医療・福祉職子育て世帯移住支援金、三つ目がUターン就職等支援金の三つの制度がございます。それに加えて、先ほど説明いたしました企業の人手不足の緩和と人材定着を促進する取組として、ひろさき人材定着推進事業費補助金がございます。

これらのそれぞれの執行率につきましては、東京圏U J I ターン就職等支援金は当初予算額が1100万円で、決算額は1180万円となりましたので、当初予算額に対する執行率は約107%であります。次に、医療・福祉職子育て世帯移住支援金

は当初予算額が1300万円で、決算額が1500万円となっておりますので、執行率は約115%であります。Uターン就職等支援金につきましては当初予算額が190万円で、決算額が740万円となっておりますので、執行率は約389%であります。また、ひろさき人材定着推進事業費補助金につきましては予算額450万円に対して、決算額は233万9700円で、執行率は約52%となっております。

なお、それぞれの支援金、補助金について、当初予算額を決算額が上回ったものについては、補正予算で御審議いただいて、あとは予算流用等で対応しております。

◎16番（木村 隆洋委員）ここに掲げられている三つの移住支援金を交付されている方々があります。全部でなくてもいいのでそれぞれの、こういった年齢だとか、こういった職業をしているかの内訳をお伺いいたします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生）交付を受けた方の内訳ということでございます。

東京圏U J I ターン就職等支援金につきましては、8件を交付して17名の方が本制度を活用し移住されております。年代につきましては、20代1件、30代7件となっております。職業につきましては、飲食業、マッサージなどの療術業、製造業がそれぞれ1件、情報通信業が3件、サービス業が2件となっております。

続きまして、医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、5件交付いたしまして16名の方が移住されております。年代につきましては、20代2件、30代3件の計5件となっております。職業につきましては、介護福祉士、社会福祉士、臨床検査技師、看護師、保育教諭にそれぞれ1名ずつとなっております。

Uターン就職等支援金につきましては、20件交付し、35名の方が移住されております。年代につきましては、20代5件、30代14件、50代1件の計

20件となっております。職業につきましては、造園業、販売業、整骨院、医療・福祉、建設業、不動産業、金融業が各1名、飲食業が2名、製造業が3名、サービス業が8件となっております。

◎16番（木村 隆洋委員）決算額が当初予算をかなり上回っていると、補正も組んでいると。年々補正も1回だけではなくて組んでいるような状況であります。

この事業で移住者が増えていると、2款でもかなり話がありましたが、この事業に対する費用対効果を理事者側でどのように考えているのかお伺いいたします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生）東京圏U J I ターン就職等支援金につきましては、令和元年度から実施しております。医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては令和5年度から、Uターン就職等支援金につきましては令和4年度からそれぞれ交付を開始しており、交付件数につきましては、今おっしゃったとおり増加傾向にございます。

支援金を交付することで、当市への移住のきっかけとしていただいております。就業する方の多くが市内の事業所へ就職されている状況から、市内企業が抱える人手不足の緩和の一助になっているものと認識しております。

また、支援金を活用した方のその後の定着の状況を確認したところ、東京圏U J I ターン就職等支援金につきましては、令和元年度から令和6年度までに交付した32件のうち、31件につきましては、現在も市内に就業している状況にございます。医療・福祉職子育て世帯移住支援金につきましては、令和5年度から令和6年度までに交付した全5件全員が現在も市内にお住まいになって就業されております。Uターン就職等支援金につきましては、令和4年度から令和6年度までに交付した39件のうち、1件就農していた方が離農され

ていることを確認しておりますが、残り38件が現在も市内に居住し就業されている状況でございます。

このようなことから、当市への移住に際し、支援金を皆様が活用したことで、地元事業所への定着と定住が促進されてきているものと考えております。

◎副委員長（坂本 崇委員） 暫時休憩いたします。

〔午後 2時51分 休憩〕

〔午後 3時20分 開議〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党。

◎17番（千葉 浩規委員） 5款1項1目、決算書101ページの補助金、地域産業魅力体験授業実施事業費補助金についてです。

資料要請で資料を頂きました。それによると、弘前工業高校から33名、相馬中学校から47名が参加したということでした。

近年、建設業での人手不足とか、技術者の不足ということが言われているのですが、そういう中で、高校生、中学生の皆さんに、地域産業の魅力を知っていただき、将来を考えていただくということは、大変重要なことだなと考えているところです。

そこで、体験授業の概要と、参加された生徒の皆さんの受け止めについてお答えください。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 地域産業魅力体験授業実施事業費補助金の概要と受け止めということでございます。

地域産業魅力体験授業実施事業費補助金の概要につきましては、若年者の地元就職及び地元定着の推進を図るため、小・中学生及び高校生が地域産業への理解を深めながら、職業観を身につける

ことを目的に、職業体験の授業を実施する団体に対して経費の一部を補助するもので、令和2年度から事業を実施させていただいております。

令和6年度におきましては、弘前地区溶接協会による弘前工業高校機械課の生徒を対象とした溶接塾の開催や、弘前建設業協会による相馬中学校の生徒を対象とした建設業体験授業の実施に対して補助金を交付したところでございます。

体験授業に参加した生徒からは、「溶接の奥深さを知ることができた」「就職先の候補として意識するようになった」「将来の職業選択肢の一つとして建設業を考えるきっかけとなった」などの感想を頂いております。

このような体験授業が小・中学生や高校生を対象に実施され、地域の産業に直接触れる機会が創出されることで、地元で働くことへの意識が芽生え、結果として次世代の地域産業を担う人材の育成、地元の定着につながっていくものと認識しております。

◎17番（千葉 浩規委員） ぜひ高校生、とりわけ中学生のときから地域産業の魅力に気づいていただくということが、今後大変重要かと思しますので、事業拡大に向けて頑張っていただきたいと思います。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、5款労働費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、6款農林水産業費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（澁谷 明伸） 6款農林水産業費の決算について御説明申し上げますので、102ページをお開き願います。

102ページから110ページにかけての1項農業費は、農業の振興に係る経費でありまして、予算現額36億3161万1431円に対しまして、支出済額は22億9628万275円、翌年度繰越額は9億6879万7518円で、3億6653万3638円の不用額となっております。翌年度繰越額は、農産物等輸出拡大施設整備事業補助金などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げますので、104ページをお開き願います。

3目農業振興費12節委託料の2458万3431円は、弘前お米とくらし応援券発行等業務委託料の契約差額などによるものであります。

105ページをお開き願います。

18節負担金、補助及び交付金の2億8889万4317円は、経営発展支援事業費補助金の支出額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

109ページをお開き願います。

5目農地費14節工事請負費の622万8458円は、

農道等整備工事の契約差額などによるものであります。

18節負担金、補助及び交付金の2002万1327円は、多面的機能支払交付金の支出額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

110ページから112ページにかけての2項林業費は、森林や林道の整備及び維持管理に係る経費でありまして、予算現額2億4034万700円に対しまして、支出済額は1億8549万1379円、翌年度繰越額は2164万円で、3320万9321円の不用額となっております。

翌年度繰越額は、林道藍内沢田線改良事業に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げますので、111ページを開き願います。

2目林業振興費14節工事請負費の2881万1090円は、林道施設維持改修工事の事業費の確定などによるものであります。

以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本款につきましては、6名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは6款1項3目、決算書106ページ、説明書135ページ、収入保険制度加入促進緊急対策事業費補助金についてであります。

令和5年に67.9%だった加入率が75.5%に上昇したのは、取組の成果が現れていると評価できます。しかし、加入に至らない方が一定数いらっしゃる、この理由についてどのように分析しているかお聞かせください。

◎農政課地域経営係長（今 雄大） 収入保険の加入に至らない理由についてでございますが、収入保険事業を担う青森県農業共済組合ひろさき支所に聞いたところ、加入に至らない要因といたし

まして、果樹共済の保障内容で十分と感じているや、近年はりんごの販売単価が高くなっており、多少収穫量が減少しても収入に不安を感じていないなどの声があり、収入保険自体に必要性を感じていない農業者がいる一方で、収入保険自体がよく分からないであったり、加入条件である青色申告についてよく分からない、手続きが難しそうなどの理由で、まだ加入していない農業者も一定数おり、青色申告の事務処理のハードルが高いと感じられていることも要因の一つであると考えております。

◎3番(志村 洋子委員) 加入条件である青色申告が一定のハードルになっているようですが、青色申告をしていない方はどれくらいいるのか、また、そういった方々への支援や取組があればお聞かせください。

◎農政課地域経営係長(今 雄大) 青色申告の加入状況でございますが、令和2年の2020年農林業センサスによりますと、弘前市で青色申告をしている農業者は、個人・法人合わせて1,531件となっております。また、青森県農業共済組合ひろさき支所によりますと、令和6年保険契約の加入実績は1,156件となっております、比較する時期は異なりますが、先ほど委員からありましたように、加入率は75.5%となっております。

当市における支援策でございますが、令和7年度については、令和8年保険契約の収入保険の新規加入者が負担する保険料掛け捨て部分の30%を補助しているほか、収入保険の加入を検討されている方を後押しするため、青色申告研修会の開催、青色申告ソフトを購入する際の費用の一部補助、また、就農前に理解すべき基礎的な知識、技術習得を目的として開催しておりますひろさきスタートアップの塾の中で、収入保険や青色申告に関する講義を実施しております。

◎3番(志村 洋子委員) 本事業は、あくまで

も加入促進のための緊急対策とされておりますが、中長期的な視点で見た場合、気候変動や市場価格の変動によるリスクについて、どのように考えているかお聞かせください。

◎農政課長(一戸 拓利) 営農するに当たって、台風や大雨、大雪、そういう自然災害と価格の下落というリスクの備えとして、この収入保険の制度というのは、農業者にとって重要な役割を担っていると思っております。

市では、今後もこれまでと同様に、農業者に収入保険の重要さというものを農業者が集まる機会あるごとに紹介していくとともに、農業者が収入保険に加入しようという意識醸成を図るとともに、令和8年産の保険契約分を対象とした部分も支援するとしておりますので、それで仮に今の予算措置した分、全てが加入した場合ということであると、2020年の農業センサスベースで青色申告している農業者に対する加入率が9割を超えますので、入ることができる人はもうほとんど入っていて飽和状態に近い状況ということで、逆に青色申告をする農業者を増やすことが必要であろうと考えておりますので、収入保険の要件となっている青色申告に取り組む農業者を促していきたいと考えております。

◎3番(志村 洋子委員) 最後に、意見要望だけ。

つい先日も予報されなかった台風並みの強風により、りんごが落下、幹折れが発生するなど、いつ、どこで災害が起きるか、誰にも予測できない異常気象が日常化しつつあります。農家のリスク管理、経営安定化をより効率的に進められるよう、きめ細やかなサポートの継続をお願いいたします。

◎15番(石山 敬委員) 6款1項3目、決算書106ページ、中山間地域等直接支払交付金について質疑します。

全国的には、この交付を受ける組織数が年々目に見えて減少しているというふうなニュースが取り沙汰されております。

令和6年度、当市では市内45組織977.6ヘクタールを対象に交付されておりますが、近年の対象組織数や面積の推移はどのように変化しているのか、また交付金額の推移を踏まえ、制度の持続性についてどのように評価しているのかお伺いします。

◎農政課長（一戸 拓利） 中山間地域等直接支払交付金は、対象期間は1期が5年間ということでやっていますので、この間の5年間というのはあまり差がないものですから、直近の第5期の最終年度である令和6年度と、その前の第4期の最終年度の令和元年と比較させていただきたいと思っております。

交付の対象面積は、第4期が約1,184ヘクタール、第5期が約978ヘクタールということで、206ヘクタールの減となっております。組織数は第4期は59協定、それが第5期で45協定と、14協定の減となっております。交付金額は約22万円の減となっております。

人口減少による担い手の減少、あとは農業者の高齢化ということがありまして、協定の構成員も高齢化しておりますので、この制度を持続していくためには、地域を担う人材の確保が課題になっていると思っております。

◎15番（石山 敬委員） 前期と比較して14協定が減っているということで、金額的にはそんなに減っていないものの、ちょっと深刻な問題なのかなと認識しております。

これは弘前市だけではなくて、全国的な特徴になるのでしょうかけれども、現場の農家や集落からは担い手不足で、水路や農道の維持管理が年々難しくなっている。また、高齢化により作業の持続が困難といった声が多く寄せられております。こ

ういった現場の実情を市としてどのように把握して、そして、制度の改善や集落の体制強化にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

◎農政課長（一戸 拓利） 地域の声は、毎年4月に交付金の申請受付がありますので、そのときに各協定から、窓口に来ていただきますので、御意見を聞くということと、あと、中山間の人たちは年度を通してまでいに相談してくれますので、個別の相談の中でも現状をお伺いしていると。

今年度は6期の最初だということもありまして、新しい制度の説明会とか、あとは窓口で相談というのを受けておりますので、その中で地域の声を伺っているという状況です。協定からは、農道や水路の維持管理が大分大変になってきているとか、あとは事務作業の関係が負担になっているという声は頂いております。

第6期では、協定間の活動のネットワーク化の体制づくりの計画作成が交付金を10割で受けるための要件となっております。そのため、協定間の活動の共同実施とか、あとは共同実施が難しい場合は、ほかの協定との統合とか、その辺の検討についても、こちらで提案して、集落体制の強化につなげるような促し方もしているという状況です。

事務処理の負担については、県で推進しているNPO法人への委託というものもあって、その辺のことも、協定に助言をしているという状況であります。

◎15番（石山 敬委員） 今、課長から最後に、事務作業の負担軽減としてNPO法人に委託ということで、事務負担というところも結構、今まで問題になってはいますが、ちなみにNPO法人はどういう法人なのか教えてください。

◎農政課長（一戸 拓利） 特定非営利活動法人あおもり就職キャリア支援センターで、青森市にあるセンターになります。そちらは県からそうい

うのを使えると聞いております。

◎15番(石山 敬委員) 今のことについて、もう既に各協定に、そこを使えばいいよとか、そういうのを紹介しているのでしょうか。

◎農政課長(一戸 拓利) それこそ今の6期のときの相談の中で、その辺は紹介している状況です。

◎15番(石山 敬委員) 結構事務のところをみんな悩んでいるそうなので、今の事務委託は非常にいいなと思っております。

あと、国全体では人口減少、農業従事者の減少が加速し、制度の意義が改めて問われている一方で、農村景観や多面的機能の維持は、地域政策の中でも重要性が増していると認識しております。

市として、中山間地域等直接支払交付金を今後どのように位置づけ、農村地域の維持・再生につなげていくのか、今後の方針をお伺いいたします。

◎農政課長(一戸 拓利) 近年、人口減少、あとは高齢化ということで、担い手が減少して、その中で逆に遊休農地が増えていっているという状況ですので、中山間地域の豊かな自然環境とか景観、あとは洪水防止の多面的機能が懸念される中ですので、その中でもこの交付金は中山間地域の遊休農地の発生の防止、あとは水源の涵養、あとは洪水や土砂崩壊防止の多面的機能にも大変重要な制度だと思っております。

ですので、今後も中山間地域の特性を守って、将来の農業生産活動を維持するために、今の協定の部分を引き続き支援していくというのはもちろんなのですが、やはり地域を守っていくためには人なのだろうと思っておりますので、そういうような地域を引っ張っていく方、さらには一緒になって取り組んでいただける方、そういう地域の人材を確保して維持していきたいと考えております。

◎16番(木村 隆洋委員) 決算書104ページから106ページにかけて、説明書だと138ページになります。弘前ヘルスアップル推進事業についてお伺いいたします。

まず、この中のりんご生産者ヘルスアップ事業について、事業効果と今後の展開についてお伺いいたします。

◎りんご課企画推進係長(佐藤 美幸) まず、事業効果についてでございますが、令和6年度はJAつがる弘前、あとはJA相馬村の女性部と連携しまして、りんご生産者に対するQOL健診、あとは健康講座を実施した結果、計45名の方に御参加いただきました。

参加者からは、QOL健診に参加してよかったという声ですとか、あとは、ふだんから生活に気をつけているつもりだったけれども、測定結果を見て食事や運動などの生活習慣を今後見直したいと思ったなどの声が上がったほか、QOL健診を通じて、女性部として今年度から活動計画の中に健康増進活動の充実を図ると目標を掲げていただいているJAもありまして、健康への意識づけとして効果があったものと認識しております。

今年度もJAと連携してQOL健診を行う予定でして、今後の展開につきましては、効果的に健康啓発を行うための手法として、QOL健診はヒロロでも受診できるので、その受診できることなども積極的に周知して、りんご生産者の受診が促進されるよう健康啓発の機会創出に取り組んでまいります。

◎16番(木村 隆洋委員) ヘルスアップル推進事業費補助金についてお伺いいたします。

りんごを機能性表示食品にすると、その経費を一部補助するというので、市として、この機能性表示食品とすることによっての販売へのメリット、効果をどのように認識しているのかお伺いいたします。

◎りんご課企画推進係長（佐藤 美幸） 果物の消費量が減少傾向にある中で、健康志向の高まりを捉えまして、りんごは体にいいと漠然と捉えていたイメージについて、機能性表示食品について効果を明記して販売することで、これまで果物を購入しなかった層ですとか、健康を意識して別の食品をこれまで取ってこられた方など、新たな需要を掘り起こして、日常的なりんごの消費拡大につなげるために取組を進めているものであります。

J Aつがる弘前、J A相馬村、弘前大学、農研機構と共同で開発した地域ブランドのひろまるについては、令和6年1月に販売を開始してから一定の引き合いがありまして、今後も機能性表示食品のりんごのPRを通じて、りんご全体の消費の底上げを図っていきたいと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 財源として、デジタル田園都市国家構想交付金の状況ということで、KPIを設定しなければいけないと。令和6年度の指標を見ると、既に4項目のうち2項目は達成していると。1項目に関しては、販売額に関しては事業終了後の指標にも達成していると。

令和8年度3月のKPIの指標に対しての達成見込みを、現時点でどのように考えているのかお伺いいたします。

◎りんご課企画推進係長（佐藤 美幸） 今、KPIとして四つの項目、果樹産出額、QOL健診参加者数、特定健康診査の受診率、あとは機能性表示食品制度を活用した弘前ブランドとしてのりんごの生果届出数の四つの指標を設定しておりますが、いずれも累積値での目標値になりまして、今おっしゃったように果樹産出額については既に達成しております。QOL健診の参加者数に関しても目標値を達成する見込みでおります。特定健康診査の受診率については、目標値には満たないものの前年よりはポイントが上がっているという

状況にありまして、一定の効果が現れているものと認識しております。機能性表示食品については、届出に係る事業者負担を考慮すると、目標値の達成は難しい見込みでありますが、りんごの機能性を生かした取組を推進するために、今年度からりんごの機能性を生かしたりんご機能性協議会を発足しておりまして、りんごの機能性表示に取り組むことを希望する事業者の相談体制の構築ですとか、また、令和7年産のりんごからひろまるのPR活動を県内外で本格的に実施することとしておりまして、りんごの機能性表示食品の認知度向上に向けて、健康を軸とした持続可能なりんご産業の形成につなげてまいりたいと考えております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 私からは、2項目について質疑いたします。

まず一つ目は、6款1項3目18節の、決算書106ページ、有害鳥獣対策事業についてであります。

今年は口を開けば熊の被害というふうな形でありましたけれども、この鳥獣害対策ということになりますと、いわゆる鳥も入っているわけでありまして。鳥も入っているわけですので、その鳥について質疑をしていきたいと思っております。

今年は、熊の出没件数が非常に多いということでありましてけれども、実は鳥による農作物の被害も多いということを生産者などから多く聞いています。昨年度のカラスによる被害の状況と対策について、まずお伺いいたします。

◎農村整備課主幹（中谷 陽） 昨年度のカラスによる農作物被害の状況ということでございますけれども、市内の農業関係団体から伺った情報ですとか、市に寄せられた情報によりますと、被害金額は約182万円となっております。令和4年度の約99万円、令和5年度の約26万円より増加しております。

また、被害対策と捕獲数につきましては、中弘猟友会が市の補助金を活用しまして、猟銃での駆除活動を行っておりますが、令和6年度の捕獲数は1,000羽で、環境課で行っております箱わなの設置による駆除の712羽と合わせまして、1,712羽となっております。令和4年度の1,295羽、令和5年度の1,348羽より増加している状況でございます。

なお、令和7年度と令和6年度の8月末時点での捕獲数を比較しますと、令和7年度が358羽、令和6年度が1,337羽となっております。

◎21番（蒔苗 博英委員） カラスの被害については分かりました。年々増えているというふうなことでありました。

実は、今、カラス以外の鳥の被害が非常に増加しているということなのです。たまたま令和6年度は、鳥の被害というのは、いわゆる鳥が飛んでいる頭数といいますか、個体数は、おととしから見れば若干少ないように思われていたのですが、また今年はその倍もいると。もう既につがるなどは収穫が終わったのですが、かなりの被害があると聞かされております。

それで、カラス以外の鳥による農作物の被害はどういった鳥による被害なのか、あるいは分かっていたら、その被害はどのような形で拡大しているのか教えてください。

◎農村整備課主幹（中谷 陽） カラス以外の鳥による被害状況や、どういった鳥による被害があるのかということでございますけれども、市内の農業協同組合や青森県りんご協会、また、青森県中南農林水産事務所に確認しましたところ、具体的な数字はございませんでしたけれども、一部の地域におきましては、昨年度より被害報告が多く、また、今年度の特徴といたしまして、生育期の段階から被害が発生している傾向があるということをお聞きしております。

鳥の種類につきましては、はっきりとは言えませんが、カラス以外につきましては、ムクドリやヒヨドリによる被害があるということでお伺いしております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 渡り鳥のヒヨドリ、ムクドリというふうなことだと思います。ヒヨドリ、ムクドリは非常に食欲が旺盛です。ですので、赤く色づいたりんごにはいたずらをしつ放しです。多い年は鳥の被害というのは、今までも1割、あるいは1割5分ぐらいの被害が出たものです。その1割5分ぐらい、いわゆる15%ぐらい鳥の被害が出た年から見ても、今年は鳥が非常に多いと言われております。

それで、対策として、鳥が嫌がる音は様々ありますけれども、その音や臭いを複合的に組み合わせれば、なかなか鳥もびっくりして寄りつかないというふうな話もあります。

今年の生産予想数量が青森県は37万トン。その中で、ずっと今まで雪害の問題もありましたけれども幹折れ、それから先般の風による幹折れ、りんごの落下、それにプラス鳥の被害があった場合は、非常に本市のりんご産業にとっても、経済にとってもマイナスになるということから、市は、このような鳥の被害対策の事例について、調査あるいは研究しながら、これから対策を取っていく必要があると思いますので、要望にとどめます。

次に、6款1項3目18節、決算書106ページの、りんご放任園解消対策事業費補助金についてであります。

令和6年度は、コンフューザーRを設置して2年目になります。実は、私たちがずっと回って見るのですが、放任園の近くの園地にコンフューザーRをつけると、そこにガが集まるのですよ。ですので、そこに桃の木があつたりすると、桃に一番つきやすいのです、モモシンクイガという虫ですから。桃があつたりすると、桃が半

分以上被害に遭ったという苦情も私に入っております。その中でりんごもあります。りんごにもかなり入っていくわけです。

そこで、放任園ゼロ宣言ということで、令和6年度は初年度でありますけれども、3年でゼロにするのだというふうな形で明言しておりますけれども、令和6年度の放任園について、当初の全体面積からどれくらい解消されて、現在どれくらいになったのかお伺いします。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） りんご放任園ゼロ宣言を行った令和6年度の放任園についてであります。当初の全体面積は、県から定期的に依頼があった放任園の対応状況調査による直近の令和5年11月末時点の57.4ヘクタールとしており、このうち、本事業の活用により14.5ヘクタールの放任園が解消されましたが、農業委員会が実施した農地利用状況調査の結果等により、令和7年3月末時点で放任園は58.3ヘクタールとなっており、この58.3ヘクタールの放任園を、令和7年度では28ヘクタール、令和8年度で30.3ヘクタールを解消することを目標に取り組むこととしております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 当初の面積よりも増えたのですね。14.5ヘクタールくらい解消されても増えているということで、どんどん増えていく中でこれを解消していかなければならないということになると思います。

そこで、この事業は、いわゆる地域の団体、組織等がこれをやっていくということを伺っておりますけれども、初年度の令和6年度の実績における補助事業者の内訳についてお知らせ願います。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 令和6年度実績における補助事業者の内訳についてでありますけれども、本事業の補助事業者につきまして、令和6年度の補助金交付要項では、市内に所在する地域の団体並びに市内に住所を有する認定農業者及

び認定新規就農者としておりまして、地域の団体については、具体的には3戸以上の農業者で組織する団体で、例えば共同防除組合や営農組合などが該当するほか、農協や町会も対象としております。

そして、令和6年度実績における補助事業者の内訳につきましては、認定農業者が5件、農業法人が2件、農協、町会、共同防除組合、水利組合がそれぞれ1件の合計11件となっております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 11件ということでありました。

そこで、私は問題があると思っているのですが、実は園地所有者が既に亡くなったところや、あるいは相続の登録がされていないなどの解消が困難なケースというのもあると思います。ゼロにするにはこれも解消しなければならない。令和6年度時点で、これは何件くらいあるのかお伺いします。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 解消が困難なケースは、令和6年度末時点で何件あるかということですが、農業委員会の農地台帳データを基に、令和6年度に実施された県のりんご等放任園の発生及び解消状況調査によりますと、現地確認を終えた放任園のうち、園地所有者が既に亡くなっていたり行方不明であるなど、今後の移行確認が困難であるケースは、令和6年度末時点において10件となっております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 放任園になる園地というのは、後継者がいなかったり、高齢化であったり、あるいは、今言われたとおり、亡くなって相続者が登記されていないとか、そういうのが結構あるわけですが、既に亡くなった人や、あるいは相続の登記がなされていないようなケースが最終的に残されてしまうということが本当に心配になるわけです。

ですので、そういう場合、この放任園を今後ど

のようにして解消につなげるのかというのが、一番の課題だと思いますけれども、これをどうお考えでしょうか。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 解消が困難な放任園を今後どのようにして解消につなげていくのかということでありまして、解消が困難なケースは様々ありまして、先ほど委員からの質疑にもありましたように、相続登記がされていなければ、複数の共有者、いわゆる相続権者が存在するため、権利関係も複雑になり、放任地の伐採等に必要な同意書の取得も容易ではありません。また、園地所有者が認知症の場合、本人からは伐採等の同意が得られないため、本人に代わって契約を結んだりすることができる成年後見人を選定しなければならないなど、通常のケースより時間と労力がかかるため、放任園解消チームと農業委員等がより密に連携し、相続人に対しては粘り強く交渉するとともに、相続放棄などで相続人が存在しない場合には、法の専門家にも相談して、どのような対策が取れるのかということを検討するなど、着実に対応していくことが最も重要であると認識しており、少しでも多くの解消につなげていきたいと考えております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 様々な対策をしながら、少しでも多くではなくて、ゼロにしなければならぬのですから、確実に着実にやっていただきたいと思います。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） 6款1項3目、決算書106ページ、水稲・大豆省力化生産推進事業費補助金について質疑します。

現在、国策としても、お米と大豆の増産に大きくかじを切ったところと認識していますが、当市では省力化技術の導入効果をどう考えているか、お伺いします。

◎農林部参事（齋藤 天） お答えいたします。

本事業で支援する一斉防除のほかに、スマート農業機械の活用などを含めた省力化技術の導入は、農家一人一人の作業時間や負担の削減につながると考えており、高齢化などによる担い手減少が進む中で、農地面積を維持し、安定的に農産物生産を続けていく上で、大変重要であると考えております。

◎4番（三浦 行委員） 小規模な農家も含めた効果的な省力化と品質向上を両立させるための技術支援も要望して終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、弘前さくら未来。

◎2番（工藤 裕介委員） 私からは、6款1項3目、決算書104ページ、説明書131ページの、農業・観光連携りんご産業活性化事業の委託料について質疑させていただきます。

全国から参加者を募り、市内農家の下で農作業を行う援農ボランティアツアーを開催ということで、りんごの観点からも当市の関係人口を増やすであったり、あとは観光の観点からも、今、見る観光から体験する観光ということに時代がシフトしている中で、そして、ふるさと納税、企業版ふるさと納税も使われている事業である。これは三方よしで、非常にいい事業だと思っているのですが、その中で、説明書の中にもあります、第1回の10月19日は雨天のため中止ということで、この前日、私もいきなり、とあるところから呼び出されて、このツアーに前泊で来られた方のグループが、中止ということで、特にその方々が言うには、サポートがなかったと、どうしていいかわからないということで、その場に偶然相馬地区のりんご農家の方が居合わせて、ではうちに来なよと、せっかくならうちでちょっと手伝って帰らなよということで、事なきを得たというか、結局ツアーみたいなことができた、参加できたみた

いなことになったようです。

なかなか雨天中止ということは非常に決断しにくいところだと思いますし、そもそも募集要項にも、かっぱの手配があったりとか、ある程度の雨であれば、そのまま中止にせずやる事業だと思っているのですけれども、繰り返しになりますが、非常にその判断というのは難しいと思っております。今回、19日が雨天中止になった基準を教えてくださいたいのと、先ほど私が申したように、多分これはごく一部の話だったと思うのですが、雨天で中止になったときのサポート体制があったり、当日の状況はどういったものだったのかお伺いいたします。

◎農政課長（一戸 拓利） 中止の判断基準になりますけれども、援農プロジェクトの運営マニュアルというものでそこを定めておまして、台風などのときは開催の2日前の16時、雨の予報があったときは前日の16時と、さらには当日の急な荒天ということで、集合時に判断するという形にしておりました。

中止のときの対応は、まず委託業者から市に連絡がありまして、両方で協議してそこは判断するという形にしております。中止の判断をした後は、委託業者が参加者、あとはタクシー会社とか手配している関係者に連絡をし、市は受入農家に連絡をするという体制を取っております。

昨年の10月19日、中止にした当日の状況になりますけれども、3日前の10月16日の各気象予報関係機関の情報を取ったところ、当日の10月19日は集中的な強雨とか雷雨の可能性がすごく高かったということで、状況を鑑みて、3日前に早く中止をするという判断をしております。それで、参加者にはメールと電話の両方で連絡をしているという状況です。

中止の連絡をした際、代替措置として、ツアーの第3回目の11月2日、4回目の11月9日に日程

を変更して参加もできますよという連絡もしましたし、宿泊する際の助成も行いますよという連絡をしております。本事業は宿泊の補助という制度を設けておりましたので、その補助対象者については、キャンセルになったときの中止のキャンセル料は当然、満額事業費で対応しているという部分があります。ただ、中止の決定を受けても、その補助を使って宿泊されたという人については、りんごの生果とか、あとはシールド、あとはツアーのノベルティーのタオルを泊まった施設を通してお渡ししているということをしておりまして、一応できる限りのフォローアップはできたものというふうに考えております。

◎2番（工藤 裕介委員） 最後に、端的に意見だけ述べさせていただきます。

今の答弁からも3日前からしっかり周知をしていただいていたということで、本当にごく一部、なかなか受け手の問題でそういうふうな連絡が届いていないということも、これからもあると思いますので、なるべく、取りこぼしという言葉が合っているかどうかは分かりませんが、ぜひ全ての方々に満遍なくサポートが届くようにしていただきたいと思っておりますし、あとは、当日8時集合ということで、その方々も8時集合というものがあつたので、前泊していらっしゃる方々なので、そこももう少しいろいろ調整ができるようであれば、より多くの方々が参加できるのかなど、遠方からの方々のことを考えるとそのようにも思いますので、その辺りも充実していただきたいと思います。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎6番（工藤 賢生委員） 私から、6款1項5目農地費についてお聞きします。決算書は110ページです。この中の多面的機能支払交付金について質疑いたします。

令和5年度の決算額から見ると、かなり決算額が減っているように思われますが、その理由が何なのか教えてください。

◎農村整備課主幹（大淵 覚） 令和5年度の交付金対象農用地面積が2,567ヘクタール、交付金額が1億7252万2000円であったのに対し、令和6年度の対象農用地面積は約2,501ヘクタール、交付金額は1億5660万円となっております。対象農用地面積が66ヘクタール、そして交付金額が1592万2000円減収しております。

対象農用地面積の減少は、令和5年度をもって活動を終了した組織が複数あったためであり、交付金の減少は活動終了組織分として約454万4000円、また活動継続組織に係る国の交付率が低くなったことによる減少分として1137万8000円、合わせて1592万2000円減少したというものでございます。

◎6番（工藤 賢生委員） 内容は大体分かりましたけれども、今の答弁の中で活動を終了した組織ということでしたけれども、令和5年度と令和6年度の数を教えてもらうほかに、この組織が終了した要因は何なのか説明願います。

◎農村整備課主幹（大淵 覚） 活動組織の推移につきましては、令和5年度は34組織ございました。そして令和6年度は31組織に減少しております。ということで活動を終了したものが3組織ございました。

その要因といたしましては、当該交付金事業は事業計画を5年ごとに更新することとなっておりますが、この5年間の活動期間を終え、次の活動

期間に移行するに当たり、過疎化、高齢化に伴う構成員数の減少や、役員や会計を担う事務局の引受手の確保が困難を極めているということが理由で、事業計画を更新することなく終了したというものでございます。

◎6番（工藤 賢生委員） 内容は分かりました。

先ほども石山委員から、中山間地域等直接支払交付金についての内容がありましたけれども、多面的機能支払交付金についても、地域の農業者とか地域の住民が全体で協力して、組織をつくって、農地、水路、農道とか、その辺の地域資源を保全管理していくというのがこの活動の目的だと思っています。ですから、これをやることによって、地域の農業の構造改革とか、その辺も変わっていくような感じがしますので、どんどん活動を後押しするようなことを市のほうにお願いしたい。

それと、高齢化とか、当然地域の人口減少もあると思いますけれども、先ほど石山委員からも、やる人がいないとか、事務の繁雑化とか、そういうものもありますけれども、この交付金も当然改良区とか、農協にも委託とか、そういうものもできますので、その辺を今後も組織の人にどんどん、やれるものを指導して行ってやってほしいと思います。

◎12番（齋藤 豪委員） 決算ですので、あえて聞かせていただきます。決算書104ページと106ページにございます。6款1項3目、弘前お米とくらし応援券発行等業務委託料、第二弾弘前お米とくらし応援券発送等業務委託料の委託先と発送の状況なりを教えてください。

106ページが、まさに交付金が交付されたわけですけれども、発行対象になった方に発行した券は実際にどれぐらい使われたのか、実績がありましたらお聞かせください。

◎農政課主幹（榎 真一） 弘前お米とくらし応援券のまず第一弾のほうから実績についてお話しさせていただきます。

まず、発行等の委託先ですけれども、こちらは株式会社協同弘前支局となっております。発送の状況なのですが、第一弾のお米とくらし応援券につきましては、実際、発送自体は郵便局のほうにお願いしていただいて、ゆうパックで発送していません。発行等の業務委託とは別にはなるのですけれども、発送自体は利用率でいきますと96.8%というところを踏まえると、ほとんどの市民の方のお手元には届いているという状況でございます。

続きまして、第二弾のお米とくらし応援券でございます。こちら第一弾に引き続いて、物価高騰対策ということで行っておりまして、株式会社協同弘前支局に同じく発行等を委託しております。発送等につきましては、こちら同じスキームでして、弘前郵便局のほうにゆうパックで委託しております。こちらは令和6年度末時点では、まだ利用率が6%と、2月末から3月中旬にかけて配付していただきましたので、まだ動きが大きくなかったのですが、今時点の直近の状況で申しますと、第二弾の応援券の利用率につきましては、お手元に届いて使われているというのが69.7%という状況になっております。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

私は逆に、本当にタイムリーだったなと思っていました。今、現状5キログラムが4,000円以上という報道でありますけれども、誰もがこういう事態を想像していなかったと思われまして。私も券を頂いて、10キログラム6,000円で購入させていただきました。自分でも米を作っているのですけれども、米を買わなければいけない状況になったというのは本当に生産者としてはうれしい悲鳴で、米はないかという問合せを頂きました。

市としてこういうすばらしい提案をしていただいたということに本当に感謝いたします。これはこれで終わります。

次に、決算書106ページになります。6款1項3目、りんご防除機械等導入事業費補助金ということでお聞きしたいのですけれども、昨年の防除機の申請件数と実績がもしあればお聞かせください。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 令和6年度の実績なのですけれども、件数といたしましては7件、台数も同じく7台ということになっております。

◎12番（齋藤 豪委員） では、申請件数に合った導入があったということで、ちなみにその前、過去何年かありますか。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 過去3年で申し上げますと、令和4年度は件数が9件、SSの台数が9台、そのほかに貯水槽の申請も1件ございました。続いて、令和5年度ですけれども、件数が8件、SSの台数が8台となっております。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。何か申請しても駄目だから申請しないのだから、申請したけれども駄目だと言われたと聞くのですけれども、全て100%ということはすごいなと思いました。

今、農地を結局手放す人が多くて、農地を取得する人が増えてきて、例えば千年地区外から農地を求めてくる人がいるのですよ。そういう方というのは防除機を持ってなくて、一番大きな防除機がなくて、地域の共防に入りたいという話も聞いて、地域の防除組合にも問い合わせたのですけれども、防除組合も高齢化でオペレーターがいなくて、これ以上は無理だという返事が返ってきました。その方にはどういった防除の形があるのかなという思いで、今2件ほど相談を頂いているのですけれども、こういう補助事業があるというのも

紹介したいのですけれども、なかなか高額で簡単に買うというわけにはいかないというところで、それこそ中古機もそういう対象になりませんかという質疑をしたのですけれども、それは今後考えていますでしょうか。参考までにお知らせください。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 委員のほうからは、予算委員会のときも中古品を補助対象にしてほしいという要望がございました。この件につきましては、近年の影響を踏まえまして、これから検討していきたいということで答弁をしたのですけれども、実際にそういう声もありますので、来年度から補助対象にできないかどうかというのを今検討している状況でございます。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 私からは2点、お願いいたします。

まず、6款1項3目、決算書106ページ、農業次世代人材投資資金と、107ページの、経営開始資金について、事業概要をお知らせください。特に条件のところを詳しくお願いします。

◎農政課担い手育成係長（葛西 主馬） 事業概要で要件のところということですがけれども、この

事業自体が新規就農者に対する資金の交付というものになっておりまして、年齢的に49歳以下というところがまず要件になっております。あとは、過去の平成24年度から開始している次世代人材投資資金と経営開始資金についての要件と多少変わっているところはございますけれども、世帯の所得要件であったり、600万円という要件とかが大きい要件になっているのかなと思っております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 資金の交付を受けた人の中で、離農をした人の人数と、資金の返還をした人数を教えてください。

◎農政課担い手育成係長（葛西 主馬） 農業次世代人材投資資金が平成24年度から始まっておりまして、その後継事業の経営開始資金が令和4年度から始まっております。

交付を受けた方が263名おります。そのうち離農した方が24人、あとは資金の返還となった方が2人となっております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 離農した方もいらっしゃいます。返還した方もいらっしゃいます。離農した人の主な理由はどういうふうになっておりますでしょうか。

◎農政課長（一戸 拓利） 家庭環境の変化というのが一番大きいのですけれども、その中身としては、夫婦共同の申請でもらっていて、それが150万円の1.5倍になるのですけれども、その片方が離農したというケースが一番多いと思っております。あとは、本人の病気という部分もあって離農しているというのも理由の中にあります。主なものとして大きいのはそこになります。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 交付資金額としてはかなり大きい資金でございます。そういった中で、移住者もかなり多く弘前市には入ってきております。農業をやりたいという思いを持って取り組んで、この資金を使って営農をしている方も

おられると伺っております。

そういった中で、きちんとした営農計画を持って営農をしている人とか、あとは技術的に少し不安を持っている方などもおられると思います。様々な理由で返還しなければいけない、そして離農しなければいけないという事態に遭遇しておられるのかなと思います。

チェック体制について聞きます。5年なら5年やると、途中でどういうふうなチェック体制を入れているのですか。

**◎農政課担い手育成係長（葛西 主馬）** チェック体制です。

交付を受けている方に対しては、半年ごとに就農状況報告というものをもらっております。あとは交付期間中については、今の経営開始資金は3年なのですけれども、次世代投資資金は5年間の交付があって、その間はサポートチームという方が現地で確認したり、あとは面談して、その方の営農状況を確認して、あとはアドバイスをしているという状況です。

**◎23番（石岡 千鶴子委員）** サポートチームがあるということで、種々サポートしていらっしゃるのだと今伺いました。

何年前かに長野県長野市に、新規就農者を支える事業を行政視察に行ってみりました。今みたいに資金ゼロの方が、弘前市でこういう資金があるから行ってみようか、移住しようかという方もいらっしゃるかもしれませんが、長野県は大変ハードルが高くて、あなたが一人前になるためには3年、5年かかるよねと、その間の生活資金を準備してからでないと受け付けませんというきっぱりした対応を取って、準備をしてきたら、帝王教育というか、マンツーマンでもうける農業を徹底的に教育します。そのために大規模農業、それはりんごにはかかわらず、一番利益率の高いぶどうであったりそういったもので、徹底して寄り添

いながら生産者を育て上げていくというシステムがございます。

その点、青森県、そして弘前市には、そういうのがないのかなと思っております。そういった点を鑑みながら、しっかりした、来るからには、農業をやるからにはもうけてほしいし、根づいてほしいという思いは皆さん同じですので、その点も考えながら、よろしく願いいたします。

それから、二つ目、決算書104ページ、6款1項3目12節委託料、りんご産業現場効率化・省力化支援業務委託料について伺います。

まず、この事業の概要をお願いいたします。

**◎りんご課長（伊藤 昌一）** りんご産業現場効率化・省力化支援業務委託料について、まず、こちらの事業概要ですが、人口減少や高齢化、気候変動等への対応が深刻化する中で、社会、それから環境の側面から農業の生産現場などの課題解決に向けた取組を推進し、持続可能な産業の維持発展を目的に、近年農業現場にも応用されているトヨタ自動車による生産管理ノウハウ、いわゆるトヨタ式カイゼンをりんご集出荷施設やりんご生産現場に応用するため、現場の改善支援及び生産者や営農指導員等を対象にした研修会を実施したものでございます。

令和6年度におきましては、市内2か所の集出荷施設におきまして、作業工程の課題の洗い出しや、それに対する改善支援を実施しております。

また、トヨタ式カイゼンに関する研修会につきまして、昨年7月と8月の2回、延べ70名が参加して、現場改善の基礎学習だったり、事例紹介などを行っています。

**◎23番（石岡 千鶴子委員）** その研修会に参加された具体的な企業名とか、あとは個人農業者もいらっしゃるのでしょうか。

**◎りんご課長（伊藤 昌一）** トヨタ式カイゼンの指導ということで、市内の2か所の集出荷施設

でございますけれども、まず一つ目が、つがる弘前農協の河東地区のりんご施設、そして、もう一つが、岩木にあります株式会社青研の第1りんごセンターの2か所でございます。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 具体的に、個人の農業者、生産者にとって有意義だったなと思われることについてお伺いします。

◎りんご課長（伊藤 昌一） 集出荷施設の改善指導におきましては、例えば、けがのリスクがある場所への注意喚起の表示でしたり、物を定位置に置くなどのルール決めによる作業時間の短縮など、洗い出された課題に対して改善方法の実施によって、作業の年間工数の削減や作業効率の向上が図られることが具体的に示され、その内容を関係団体内で情報共有していただいております。

また、研修会におきましては、現場の改善によって、作業の省力化、環境負荷の低減につながることを学ぶ機会となり、参加者からは、「お金をかけずに工夫と運用で省力化につながることを学べてよかった」という声がありまして、意識向上や実践に向けたきっかけづくりが図られたものと考えております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） この予算を、私は確認しておりませんが、このテーブルをこちに置いたほうが効率がいいよとか、これをこうしたら流れ的にいいよというのにお金をかけるべきですかね。これは単年度で、今年度はないということの理解ですが、それをどう農家の人たちに広めていこうと思っておられますか。

◎りんご課長（伊藤 昌一） こちらの事業は、今年度はそれぞれが横展開を図るということを目的に予算化はしてございません。地域で実践していただくことで、それをまた周りの方々へ広めていただくことで、地域の効果ということが得られるものと考えております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 答弁の中では、

作業の年間工程の削減とか、作業効率の向上をうたっておりますけれども、ここで考えていただきたいのは、植栽150年の中で、りんご栽培の工程が劇的に変わったというのは、改革の改革ですごくよくなったよということは、草刈り機械と農薬散布の機械、今現在高所作業台ですけれども、それぐらいのものなのです。あとは、ずっと今まで作業工程は同じなのです。ですので、何をどう削除して作業が効率化して楽になるかという視点の置き方は、私は間違っているなと思っていて、行政の方にもきちんと理解していただかなければいけないのは、弘前市のりんごを高級果でいくのか、それとも冷蔵庫を開けると常に常備果物としてあるのか、その選別をきちんとして戦略を練っていかないと、同じ高級路線でいくと人手が足りない。そしてまた、どうのこうのといろいろな問題が出てきます。

この間、NHKでも特集がありました。葉とらずりんご、おいしさに特化したりんご、これは人手不足とか、おいしいのにもかかわらず人手不足にも功を奏しているというふうな放送をしていました。

そういった中で、人が足りない、農作業をする人がいないというときには、どう販売戦略をしていくか。もちろんその中には、生産者現場だけではなくて、消費者教育もしていかなければならないと思っております。見た目は悪くて、色づきが悪いけれども、おいしいのだというのを、あなたは見た目だけでりんごを食べますか、おいしさで選びますか、それとも、無駄なシルバー反射シートや、葉摘みをして、高いりんご、まずいりんごをあなたたちは食べているのですよという、そういうふうな根底から、りんごの現場をきちんと理解しながら、りんご栽培、そして効率化を図るのであれば、現場に即した視点でこういう事業を今後設定していただきたいと思っております。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、6款農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（外崎 勝康委員） お諮りいたします。

本日の日程は、7款商工費までの審査となっておりますが、7款商工費を明26日に繰り延べたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認め、7款商工費を明26日に繰延べすることに決定いたしました。

---

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明26日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時37分 散会〕

委員長 外 崎 勝 康

副委員長 坂 本 崇